

2018年度専門委員会年間報告

1. 総合企画委員会

(1) 構成及び運営

本年度は、委員長1名、委員長代理1名、委員10名（関東6名、関西4名）の計12名で、東西2つの作業チームに分かれ、月に一度それぞれ関東と関西に集まって議論を行う形で活動した。関東及び関西で個別にテーマ設定し必要な調査検討作業を行いながら、適宜全体会議で情報・意見交換、協議・検討を行った。

(2) 活動方針・目的

関東及び関西それぞれのチームで、下記の問題に対して会員企業にどのように活動を進めたら良いかについて提案を行い、日本の産業界全体として必要な施策につき国への政策提言を行うことを目標とした。

- ・ 関東チーム：ベンチャービジネス・スタートアップへの企業知財部門によるサポート
- ・ 関西チーム：知的財産価値評価

(3) 活動概要

[関東チーム]

昨年に引き続き、ベンチャービジネス・スタートアップへの支援、特に企業の知財部門がどのような貢献ができるかについて検討を進めた。

企業にとっては、社内の限られたリソースだけを頼りにするのではなくオープンイノベーションのパートナーとしてあるいは経営人材の教育の場として、また課題先進国といわれるわが国にとっては、破壊的イノベーションを生み出しその開発を促進する原動力として、ベンチャーを育成し協働していくことが今後きわめて大切になる。

しかし、日本においてはイノベーションの創出と社会実装に必要な技術力、人材、資金などの蓄積がありながら、ベンチャーの創生と振興についてはこれまで必ずしも望むべき結果を得ることができなかった側面もある。

本年度の委員会では、ベンチャー育成に関す

る日本及び世界の最新活動状況調査に加え、先進的な取り組みを行っている日本企業やベンチャーに聞き取りを行い、その原因や背景を探った。各組織のおかれた立場、事情によってその取り組みには様々なものがあり、色々な苦勞があることも分かったが、企業とベンチャーがそれぞれの強みを相互補完的に協力することができれば、日本の産業界にとって非常に有用であることも確認することができた。これらを基に、日本における企業側の視点、ベンチャー側の視点、その他の文化的・社会的背景の問題を議論しながら日本の企業とベンチャーがそれぞれ考慮すべき事項、社内において技術情報とビジネスインサイトが集まる企業知財部がベンチャー育成に貢献できる事項について考察を行った。

[関西チーム]

現在、金融機関による知財融資のための知的財産権評価、知的財産戦略推進事務局による知財ビジネスの見える化を図った「経営デザインシート」、あるいは産業構造審議会における知財紛争処理システムの見直しの議論などが現在進められている。

しかし、それらの根本にあるのは知的財産権の価値評価である。過去にないほど様々なニーズのもとで知的財産権の価値評価に関する検討が進められている現状を踏まえて、知的財産権の価値評価が顕著に表れる業種別のライセンス活動について分析を行った。また、異業種との結合が必要となる第4次産業革命において当該異業種間でも活用し得るような新たな知的財産権の価値評価手法を検討した。

当該議論・検討内容は、2019年1月に開催された関東部会、関西部会において「知的財産権のビジネス価値評価」として報告するとともに、2019年4月号知財管理誌（特集号）「知的財産権の価値評価手法」として論文投稿を行った。

(4) 来年度の活動

[関東チーム]

「ベンチャービジネス・スタートアップへの企業知財部門によるサポート」について、今後5月頃までに、議論、調査、検討し、提言をまとめ、知財管理誌に夏頃に投稿、東西部会にて発表を計画している。

[関西チーム]

シミュレーションゲームとしてビジネスゲームとか経営戦略ゲームと呼ばれる種類のものがある。これは財務諸表、会計基準、営業上の仕入れや販売の仕組み、資金調達、在庫管理など、様々なビジネスの知識をゲームをしながら学ぶことができる。

しかし知財活動を学ぶことをテーマにしたゲームは今のところ見当たらない。

企業の知財活動として、出願戦略、訴訟戦略、ブランド戦略などをもしゲームとして構成するなどのようなものになるか、今年度はそれにチャレンジしてみたい。

2. 人材育成委員会

I. 主な活動等

人材育成委員会としては、「会員の、会員による、会員のための研修」をモットーに、会員受講生の人材育成を図ると共に、委員自らのレベルアップを図ることを目的として活動を展開した。

特に今年度は、当協会方針「当協会の基盤である会員企業における人材を、時代や制度の変化に対応できるように育成する」に基づき、下記の基本方針に沿って、事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により活動を展開した。2018年度活動は委員41名体制、4つの小委員会により運営した。

1. 基本方針

事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により会員満足度の高い知財研修会を提供すると共に、委員自身の成長に繋がる明るく楽しい充実した委員会活動を効率的に展開する。

『資源有限 人智無限 人材こそ 最大の財産』

- ・ 会員企業が満足する研修プログラムの充実（人智を結集したJIPAでしかできない研修の実施）
- ・ 委員会メンバーの更なる人材育成（会員企業の財産になるような委員の成長）

2. 重点推進事項

人材育成に関する中長期ビジョンに示された方向に沿う形で、下記項目について重点推進を図る。

本年度は、「グローバルな事業競争力を高めるために知財活動できる人材を育成する研修の企画立案・改編」について重点的に取り組んだ。

(1) 定例コースの見直し、改編【第1小委員会】

- ・ 臨時研修コースの定例コース化
- ・ 分かりやすい知財判例の読み方を定例化
- ・ 特許情報システムの導入と活用コースについて委員会と連携し大幅改編を実施
- ・ 英文明細書の書き方（化学）コースについて講師変更と大幅改編を実施

(2) 特別コース（Tコース）、技術部門向けコース（Gコース）の充実化【第2小委員会】

- ・ T01 知財変革リーダー育成研修
- ・ T02 知財戦略スタッフ育成研修
- ・ T03 企業若手知財要員育成研修
- ・ T04 知財実務英語コミュニケーション研修の新設検討

(3) ニーズに合ったタイムリーな新規研修の企画、実施【第3小委員会】

(4) 海外コース（Fコース）の実施【第4小委員会】

- ・ F04欧州滞在型研修、F05中国滞在型研修、F08米国滞在型アドバンス研修

(5) サテライト研修・出張型研修の実施【第3小委員会】

- ・ サテライト研修及び出張型（講師派遣型）研修

II. 委員会の構成

委員会構成としては、委員長、委員長代理を

含め合計41名（前年度39名）で、委員長会、正副委員長会及び4つの小委員会で構成し活動を展開した。

重点推進事項に取り組むに当たり、効率的かつ効果的な委員会活動が展開できるように委員会を構成した。

- (1) 第1小委員会：定例コースの検証・改編（関東・関西・東海の3地区）
- (2) 第2小委員会：技術部門向け定例コース及び特別コース（経営に資する知財人材育成に関する新規研修会）の検証・改編
- (3) 第3小委員会：臨時コースの検証・改編、新規企画、サテライト研修・出張型研修の企画、実施・検証
- (4) 第4小委員会：海外コース及びグローバル化対応研修（国内臨時）の企画・実施・検証

事務局人材育成グループは9名（東京7名、大阪2名）でスタートし、研修運営スタッフの統括及び研修運営活動の円滑化に務めた。

研修会場の運営を行う研修運営スタッフ（TES）は、関東8名、関西7名、東海2名、計17名で行った。

尚、突発的な事態に対してもマニュアルの基本的事項を踏まえ、適宜TESの「そのときどう動くか」という自主的な判断で、対応できたと考える。

今後とも、研修現場でどのような状況にいてもTESの的確な処置、判断が大きなポイントになると思われる。

Ⅲ. 委員会の運営

委員会の運営としては、4月の委員長会から始まり、正副委員長会、各小委員会、合同委員会を適宜開催し委員会活動を展開した。

1. 委員長会

略1回／3月のペースで実施し、重点事項の進捗を確認。

<トピックス>

①合同委員会・正副委員長会での「10年後のあるべきJIPA研修及びあるべき委員会活動について」を1年間かけて検討

②「アクション50-50」を継続的に実施し、常務理事・委員長会議にて適宜、報告

③JIPAシンポジウムでのポスター発表

2. 正副委員長会

中間報告、年度報告及び編集会議を実施

①10月に山口県山口市で一泊実施

②1月に東京事務所で編集会議

③3月に東京事務所で引継ぎを実施

3. 合同委員会

①4月に東京にて合同委員会及び各小委員会を実施

②7月に栃木県日光市で一泊実施（委員会内研修：10年後のあるべきJIPA研修ブレインストーミング実施）

③2月に和歌山県西牟田郡で一泊実施（委員会内研修：中国華誠事務所 相澤氏による講演実施）

4. 第1小委員会

13名体制で活動を展開した（小委員長1名、副委員長3名、委員9名）。

関東・関西・東海の定例コースを、各副委員長をリーダーとし3チームに分かれて検証や課題の検討のほか、講師と打ち合わせを行い研修の改善に努めた。

主な活動事項は以下である。東西C9E「特許情報システムの導入と活用」においては情報システム委員会と連携を図り、2019年度に向けて活用にシフトした大幅な改編を行った。関西D06「特許侵害訴訟」については担当3講師に参集頂き、内容調整会議を実施して、大幅な改編を行った。今年度休講とした関東E8A「英文明細書の書き方（化学）」については講師の変更と大幅な改編を行い、2019年度に再開することとした。また、臨時研修を管轄する第3小委員会と連携しながら、臨時コース東西J01「分かりやすい特許判例の読み方」については講師を交代した上で東西C20「分かりやすい知財判例の読み方」として定例化することとし、さら

に、今年度好評であった元審査官が講師であるC18「知財担当者のための国内中間処理実務」の補足版として、企業内弁理士を講師とした臨時コース東西J44「企業視点、中間処理戦術」を実施した。2017年度より改編したWコース(グローバルコース)群についても、さらに検証を行い、2019年度に向けても種々の調整を行った。

今年度も、研修運営スタッフとの連携をより強化し、検証業務の合理化・効率化を図った。これらの取り組みにより、JIPA定例研修全体を俯瞰的に検証でき、会員企業や時代のニーズにより合致した研修体系となるよう必要に応じた改編案を策定でき、さらに2019年度の研修運営の準備を完了することができた。

2019年度は2018年度に顕在化した課題に取り組みつつ、会員に資する定例研修体系を委員会で引き続き検討していきたい。

5. 第2小委員会

11名体制で活動を展開した(小委員長1名、副委員長3名、委員7名)。

経営感覚人材育成コース(Tコース)の継続運営に努め、経営に資する知財人材育成のための研修を充実させた。特に、T01コースでは2018年度に開催時期・会場を見直し、受講生にとって有益な運営を検討し、2019年度の計画に反映させ、計画を策定した。

T02コース「知財戦略スタッフ育成研修」では、特別ラウンドを本年度初めて必須参加として企画・実施した。本年度の実施状況を委員会で検討した結果、2019年度も必須参加として特別ラウンドも含めて運営する。

また、T02コースの派生研修として、臨時研修(J22「知財担当者が理解すべき、企業(事業)経営と知財との関わり」)を企画・開催した。本臨時研修について委員会で検討した結果、2019年度も継続開催するとの結論に達した。

また新たに2019年度実施予定のT04「知財実務英語コミュニケーション研修」を企画し、募集を開始した。

定例研修の技術部門向けコース(Gコース)では、2つの臨時研修(G5R「技術者のための

特許情報」、および、G9M「技術部門マネージャのための知的財産講座」)を定例化すると共に、第3小委員会と協力してサテライト研修を行うことにより、東西海でのラインナップの充実を図った。

関東G3「本質を考えた発明説明書の書き方演習」のうち、電気機械系のコース及び化学系のコースの受講者数が満席に達したため、より多くの会員従業員に受講の機会を設けるため、これらのコース研修を臨時研修として追加開催した。

2019年度は、より充実した研修会を提供できるように、各コースの課題解決に取り組む。

6. 第3小委員会

8名体制で活動を展開した(小委員長1名、副委員長2名、委員5名)。

会員企業・知財担当者が求める研修のタイムリーな開催と、新規研修立ち上げをミッションとし、JIPA研修会で「臨時研修」として開催するコースの企画・運営・検証を担当した。

2018年度の活動成果として、新規コースを26コース開催した。とりわけ、知財実務者向けの研修として、ASEAN・中国向けの研修J02「ASEAN商標・意匠調査」、J04「ASEAN特許調査」、J11「特許分野の中国語読解講座」、J19「中国特許訴訟の実態」等を充実させた。他方、事務担当者向けの研修ニーズが高いことから、J07「企業における知財管理事務Advance」、J41「知財管理事務のためのビジネス英文リーディング・ライティング講座」等を開催し、好評を博した。地方活性化の一環として、2017年度のトライアル実績を踏まえ、2018年度より本格稼働させたサテライト研修が大変好評で、総受講者数は、当初計画を大幅に超える661名に達した。本年度の新たな試みとして、企業の構内に講師を派遣する出張型研修を開催し、こちらも好評を博した。

2019年度は、昨年度から引き続いて、知財研修の裾野を広げるべく、知財実務担当者以外の見込み受講者のニーズを掘り起こして研修を企画していく。2018年度に開催したサテライト研

修，出張型研修の効率化を検討していく。

7. 第4小委員会

8名体制で活動を展開した（小委員長1名，副委員長2名，委員5名）。

グローバル知財人材育成に役立つ研修を会員に提供することを目指し，滞在・訪問型の海外研修（全6コース）を企画・運営した。2018年度に事前・現地・事後研修を行ったのはF04「欧州特許制度，法規，判例および模擬異議申立審理の研修」，F05「中国知的財産制度及び最新事情の研修」，F08「米国研修 IPRブートキャンプと米国流知財マネジメント入門」の3コースである。F05コースについては，変化の激しい中国知財状況の現場を把握するべく，現地滞在型の研修から，模擬裁判も取り入れた課題設定，解決型の訪問型研修へ大幅に改定した。結果，参加研修生には大変好評を得た。時代と会員ニーズに合致した新規現地研修コースの立ち上げ検討を進めるため，2018年度には，今後の海外研修の運営全体についても見直しを行った。2019年度も引き続き研修会の検討を進めていく。

8. 研修会の新たな提供方法

サテライト研修のほか，出張型研修を本格的に実施した。出張型研修とは，会員企業からの依頼に応じ，JIPA人材育成委員会・事務局で作成したコンテンツを使用し，JIPAから会員企業へ講師を派遣する形式の研修会である。2018年度派遣実績は5社（受講者307名）である。

9. 委員会・研修運営スタッフ（TES）合同会議

人材育成委員会，事務局，研修運営スタッフにて，5月及び11月に実施。

10. 研修運営スタッフ（TES）会議

①東西海合同TES会議：5月に大阪で実施

②東西海合同TES会議：11月に東京および大阪でそれぞれ実施

③東西海合同TES会議：3月に大分で実施

IV. 研修状況

本年度研修受講者総数は15,153名（昨年比102%）という結果となった。

定例コースは10,676名（昨年比99%）の受講参加者があった。

臨時コースは42コンテンツを企画，実施し，3,386名（昨年比96%）の受講参加者があった。

また，サテライト研修を本格的に実施し，定例コースと臨時コースの企画の中から，地方会員のニーズに沿ったコンテンツを選定し，広島市・北九州市・福岡市・名古屋市へ合計57回の放映を行い（1つの研修会を同時に複数地域への放映したため，配信地数で換算した。），合計661名（昨年比214%）の受講参加者があった。さらに，会員企業へ出向く出張型研修として5コースを実施し，307名の受講参加者があった。

また，本年度は海外研修を3コース開催し，F04コース（欧州）20名，F05コース（中国）15名，F08コース（米国アドバンス）8名の受講参加者があった。さらに，経営感覚人材育成コース（特別コース）として「知財変革リーダー育成研修」17名，「知財戦略スタッフ育成研修」28名，「若手企業知財要員育成研修」35名の受講者で実施した。

定例コースの講師陣は，裁判官，大学教授，弁護士，弁理士，会員会社の経営者及び知的財産または法務・技術担当者等，斯界の権威者を約250名迎えることができ，当協会の研修会は質量共に世界に類のない規模となっている。

2018年度受講者数を次に掲載する。

1) 2018年度各地区別受講者数一覧

①関東定例コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A01-T1	入門コース	204	312
	A01-T2	入門コース	108	

	コース	タイトル	受講者数	計
初級	B01-T1	特実・意匠基礎	183	565
	B03-T1	商標基礎	91	
	B05-T1	知財法務基礎	134	
	B09-T1	特許情報と特許調査基礎	157	
中級	C01-T1	特許法・実用新案法	250	2,360
	C02-T1	意匠法	81	
	C03-T1	商標法	108	
	C05-T1	知財契約実践	302	
	C06-T1	民法概要	102	
	C07-T1	民事訴訟法概要	47	
	C8A-T1	明細書の書き方（化学）	195	
	C8B-T1	明細書の書き方（電気・機械・ソフトウェア）	135	
	C9A-T1	特許情報と特許調査（実践）	236	
	C9B-T1	化学分野における実践的特許調査	104	
	C9E-T1	特許情報システムの導入と活用	61	
	C10-T1	不正競争防止法と独占禁止法	127	
	C11-T1	著作権法（著作権法と企業実務）	120	
	C15-T1	交渉学（入門）	182	
C16-T1	ブランド・ネーミングの実務とテクニック	61		
C18-T1	知財担当者のための国内中間処理実務	249		
上級	D01-T1	特・実、審判・審決取消訴訟	89	402
	D03-T1	商標・不競法審判決例と企業における対応	75	
	D06-T1	特許侵害訴訟	159	
	D15-T1	交渉学（応用）	39	
	D15-T2	交渉学（応用）	40	
研究	E01-T1	特・実判決例の研究（模擬裁判形式）	15	138
	E05-T1	英文契約における交渉とドラフティング	48	
	E07-T1	特許事例の研究（討論形式）	38	
	E8B-T1	英文明細書の書き方（電気・ソフトウェアを主として）（演習形式）	18	
	E8C-T1	英文明細書の書き方（機械を主として）（演習形式）	19	
技術部門	G1N-T1	技術系新入社員のためのIPマナー講座	142	1,564
	G3E-T1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電気・機械）	41	
	G3E-T2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電気・機械）	42	
	G3E-T3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電気・機械）	42	
	G3C-T1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学）	42	
	G3C-T2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学）	42	
	G3C-T3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学）	42	
	G3S-T1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（ソフトウェア）	39	
	G5E-T1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電気・機械）	168	
	G5C-T1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	216	
	G5A-T1	中堅技術者のための知的財産Advance講座	177	
	G5R-T1	中堅技術者のための特許情報	138	
	G7E-T1	技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械）	160	
	G7C-T1	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	151	
G9M-T1	技術部門マネージャのための知的財産講座	122		
総合	S01-T1	知財活動におけるマネジメント講座	205	205
グローバル	WP1-T1	国際特許制度と外国特許基礎	130	
	WS1-T1	外国商標法	71	
	WU1-T1	米国特許制度	245	
	WE1-T1	欧州特許制度	162	
	WA1-T1	アジアの特許制度	83	

	コース	タイトル	受講者数	計
グローバル	WC1-T1	中国知的財産制度	150	1,433
	WR1-T1	国際契約ベーシック	138	
	WU2-T1	米国特許訴訟	98	
	WE2-T1	欧州における知的財産の活用と実務	74	
	WA2-T1	アジアにおける知的財産の活用と実務	67	
	WC2-T1	中国における知的財産の活用と実務	92	
	WR2-T1	国際契約プラクティス	123	
関東地区定例コース			受講者総数	6,979

②関西研修各コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A01-K1	入門コース	138	197
	A01-K2	入門コース	59	
初級	B01-K1	特実・意匠基礎	92	264
	B03-K1	商標基礎	47	
	B05-K1	知財法務基礎	64	
	B09-K1	特許情報と特許調査基礎	61	
中級	C01-K1	特許法・実用新案法	81	996
	C02-K1	意匠法	31	
	C03-K1	商標法	46	
	C05-K1	知財契約実践	110	
	C06-K1	民法概要	46	
	C07-K1	民事訴訟法概要	18	
	C8A-K1	明細書の書き方（化学）	116	
	C8B-K1	明細書の書き方（電気・機械）	50	
	C8C-K1	明細書のあり方（化学）`演習`	47	
	C9A-K1	特許情報と特許調査（実践）	93	
	C9B-K1	化学分野における実践的特許調査	32	
	C10-K1	不正競争防止法と独占禁止法	49	
	C11-K1	著作権法（著作権法と企業実務）	55	
C15-K1	交渉学（入門）	78		
C16-K1	ブランド・ネーミングの実務とテクニック	40		
C18-K1	知財担当者のための国内中間処理実務	104		
上級	D01-K1	特・実、審判・審決取消訴訟	43	142
	D03-K1	商標・不競法審判決例と企業における対応	23	
	D06-K1	特許侵害訴訟	48	
	D15-K1	交渉学（応用）	28	
研究	E01-K1	特・実判決例の研究（討論形式）	15	44
	E05-K1	英文契約における交渉とドラフティング	29	
技術部門	G1N-K1	技術系新入社員のためのIPマナー講座	128	146
	G3E-K1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電気・機械）	35	
	G3E-K2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電気・機械）	23	
	G3E-K3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電気・機械）	26	
	G3C-K1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学）	36	
	G3C-K2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学）	35	
	G3C-K3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学）	36	
	G3C-K4	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学）	33	
	G5E-K1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電気・機械）	146	

	コース	タイトル	受講者数	計
技術部門	G5C-K1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	122	1,039
	G5A-K1	中堅技術者のための知的財産Advance講座	128	
	G5R-K1	中堅技術者のための特許情報	45	
	G7E-K1	技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械）	95	
	G7C-K1	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	104	
	G9M-K1	技術部門マネージャのための知的財産講座	47	
総合	S01-K1	知財活動におけるマネジメント講座	82	82
グローバル	WP1-K1	国際特許制度と外国特許基礎	29	553
	WS1-K1	外国商標法	27	
	WU1-K1	米国特許制度	84	
	WE1-K1	欧州特許制度	54	
	WA1-K1	アジアの特許制度	47	
	WC1-K1	中国知的財産制度	61	
	WR1-K1	国際契約ベーシック	64	
	WU2-K1	米国特許訴訟	42	
	WE2-K1	欧州における知的財産の活用と実務	27	
	WA2-K1	アジアにおける知的財産の活用と実務	37	
	WC2-K1	中国における知的財産の活用と実務	41	
	WR2-K1	国際契約プラクティス	40	
	関西地区定例コース			

③東海研修各コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A01-N1	入門コース	60	60
初級	B01-N1	特実・意匠基礎	30	44
	B05-N1	知財法務基礎	14	
中級	C01-N1	特許法・実用新案法	25	78
	C08-N1	明細書の書き方（化学・電気・機械）	30	
	C15-N1	交渉学（入門）	23	
上級	D15-N1	交渉学（応用）	17	17
技術部門	G5E-N1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電気・機械）	42	155
	G7E-N1	技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械）	78	
	G7C-N1	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	35	
グローバル	WU1-N1	米国特許制度と条約	26	26
東海地区定例コース			受講者総数	380

定例総合計 10,676名

④臨時研修受講者数

コース	タイトル	関東	関西	計
J01	わかりやすい特許判例の読み方	45	22	67
J02	ASEAN商標・意匠調査	62	28	90
J03	営業担当者のための知財講座	131	29	160
J04	ASEAN特許調査	55	43	98
J05	知財のターニングポイント	73	27	100

コース	タイトル	関東	関西	計
J06	企業における知財管理事務 (Basic)	125	37	162
J07	企業における知財管理事務 (Advance)	124	49	173
J08	米国特許をうまく取得する方法	90	19	109
J09	外国特許中間処理演習 (化学)	9	8	17
J10	本質を考えた発明説明書書き方演習 (電気・機械)	21	-	21
J11	特許分野の中国語読解講座	65	34	99
J12	特許発明の技術的範囲について (化学)	60	21	81
J13	本質を考えた発明説明書書き方演習 (化学)	19	-	19
J16	企業実務者観点による米国特許訴訟対応	29	21	50
J17	交渉学 (応用)	25	-	25
J18	特許審査基準「進歩性」の解説	85	41	126
J19	中国特許訴訟の実態	47	22	69
J20	知財新人のための知財と向き合う心構え	23	24	47
J21	中国特許調査講座	60	32	92
J22	知財担当者が理解すべき、企業経営と知財との関わり	119	40	159
J23	組織内対話力 (入門)	42	26	68
J24	米国最新特許判例及び審査基準に照らした権利化戦略	57	30	87
J25	交渉学 (極み)	14	16	30
J26	米国・欧州特許中間処理演習 (電気・機械)	16	16	32
J27	特許発明の技術的範囲について (電気・機械)	38	12	50
J28	ケーススタディで学ぶ著作権	74	19	93
J29	知財と標準のビジネス活用	42	17	59
J30	中小規模知財部門における知財マネジメント	25	休講	25
J31	インド特許調査	17	12	29
J32	知財部門に配属された知財新人への知財教育	31	24	55
J33	オープンイノベーションを支える知財マネジメント	81	31	112
J34	知的財産権侵害訴訟の実務のポイントと具体的対応	29	13	42
J35	複数の企業による知財エコシステム	39	-	39
J36	中国模倣ビジネスの現状とその対策	46	17	63
J37	最近の裁判例からみる知的財産権訴訟の審理の実情	65	26	91
J38	共同研究開発契約実務マニュアルの解説	112	37	149
J39	英文ライセンス契約実務マニュアルの解説	82	25	107
J40	中国における特許権取得上の留意点	36	20	56
J41	知財管理事務のためのビジネス英文リーディング・ライティング講座	77	40	117
J42	知財担当者のための英語特許翻訳校閲講座	65	39	104
J43	JIPA経営セミナー	111	26	137
J44	企業視点、国内中間処理戦略	52	25	77
臨時コース 受講者総数		2,418	968	3,386

⑤サテライト研修

コース	タイトル	配信地	受講者数	計
A01-H1-S	入門コース	広島	19	19
C9A-H1-S	特許情報と特許調査（実践）	広島	11	39
C9A-N1-S		東海	28	
C10-N1-S	不正競争防止法と独占禁止法	東海	11	11
C18-H1-S	知財担当者のための国内中間処理実務	広島	8	8
D06-H1-S	特許侵害訴訟	広島	6	6
G1N-H1-S	技術系新入社員のための I P マナー 講座	広島	8	24
G1N-N1-S		東海	16	
G5E-H1-S	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電気・機械）	広島	14	15
G5E-F1-S		福岡	1	
G5C-H1-S	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	広島	13	13
G5A-H1-S	中堅技術者のための知的財産Advance講座	広島	17	56
G5A-N1-S		東海	39	
G5R-H1-S	中堅技術者のための特許情報	広島	13	53
G5R-F1-S		福岡	8	
G5R-N1-S		東海	32	
G7E-F1-S	技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械）	福岡	10	10
G7C-H1-S	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	広島	6	6
G9M-H1-S	技術部門マネージャのための知的財産講座	広島	5	39
G9M-F1-S		福岡	7	
G9M-N1-S		東海	27	
WR1-H1-S	国際契約ベーシック	広島	5	5
J03-H1-S	営業担当者のための知的財産講座	広島	3	26
J03-F1-S		福岡	3	
J03-N1-S		東海	20	
J05-H1-S	知財のターニングポイント	広島	20	35
J05-N1-S		東海	15	
J06-H1-S	企業における知的財産管理事務（Basic）	広島	11	45
J06-Q1-S		北九州	11	
J06-N1-S		東海	23	
J07-H1-S	企業における知的財産管理事務（Advance）	広島	6	25
J07-Q1-S		北九州	4	
J07-N1-S		東海	15	
J08-F1-S	米国特許をうまく取得する方法	福岡	4	16
J08-N1-S		東海	12	
J12-H1-S	特許発明の技術的範囲について（化学）	広島	4	4
J14-N1-S	特許侵害訴訟	東海	6	6
J15-N1-S	知財契約実践	東海	11	11

コース	タイトル	配信地	受講者数	計
J16-H1-S	企業実務者観点による米国特許訴訟対応	広島	4	9
J16-N1-S		東海	5	
J18-H1-S	特許審査基準「進歩性」の解説	広島	11	23
J18-N1-S		東海	12	
J21-N1-S	中国特許調査講座	東海	18	18
J22-N1-S	知財担当者が理解すべき、企業経営と知財との関わり	東海	21	21
J27-N1-S	特許発明の技術的範囲について（電機）	東海	15	15
J28-H1-S	ケーススタディで学ぶ著作権	広島	5	11
J28-N1-S		東海	6	
J29-N1-S	知財と標準のビジネス活用	東海	8	8
J34-N1-S	知的財産権侵害訴訟の実務ポイントと具体的対応	東海	3	3
J36-N1-S	中国模倣ビジネスの現状とその対策	東海	8	8
J37-N1-S	最近の裁判例からみる知的財産権訴訟の審理の実情	東海	10	10
J38-N1-S	共同研究開発契約実務マニュアルの解説	東海	12	12
J39-N1-S	英文ライセンス契約実務マニュアルの解説	東海	8	8
J40-N1-S	中国における特許権取得上の留意点	東海	10	10
J43-H1-S	JIPA経営セミナー	広島	7	24
J43-N1-S		東海	17	
J44-N1-S	企業視点、国内中間処理戦術	東海	9	9
サテライトコース 受講者総数			661	661

⑥出張型研修

	受講者数	派遣回数
J F E スチール株式会社様 他	307	5
出張型研修 受講者総数		307

⑦海外・特別各コース受講者数

コース	タイトル	受講者数	計
F04	欧州における特許制度、法規、判例及び模倣異議申立審理の研修	20	43
F05	中国知的財産制度・法規の研修	15	
F08	米国研修 IPRブートキャンプと米国流知財マネジメント入門	8	
T01-T1	知財変革リーダー育成研修	17	80
T02-T1	知財戦略スタッフ育成研修	28	
T03-T1	企業若手知的財産要員育成研修	35	
海外・特別コース 受講者総数			123

受講者総合計 15,153名（昨年14,823名）

V. その他

1. 日本弁理士会継続研修の実施状況

日本弁理士会からの要請に基づき、弁理士の

継続研修への対応を行った。

2. (一社) 発明推進協会主催の「人材育成協力委員会」に事務局・人材育成グループ

GL久山を派遣した。

3. 内閣府 知的財産戦略推進事務局主催の「知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会」に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。
4. 独工業所有権情報・研修館主催の「知的財産人材育成推進協議会」に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。

VI. 来年度の活動内容・方針

1. 人材育成委員会の役割

人材育成委員会の役割は、協会の主催する知的財産に関する研修会について、

- ・新規研修の企画・立案。
- ・研修プログラムの見直し（既存研修の内容改編，充実）。
- ・研修内容の検証。

等を役割とする。当研修会は、知財の実務担当からリーダーまで、また知財部門のみならず技術者まで、それぞれ育成すべき人材の目標化を図り、その目標に沿った研修内容の適正化、高質化を目指し、時代に合った企業で求められる知財人材を育成することを目的とする。

当協会の研修会の特徴は、「会員の、会員による、会員のための研修を提供すること」にある。すなわち、会員受講生を対象とし、私たち自らが企画、運営し、また、講師の先生方も多くは会員企業やそのOBであるという正に手作りの研修会であり、世界一の規模と、内容及び質を誇り、我が国の知的財産レベルの向上に寄与する人材基盤の確立と共に協会の財政基盤にも大きく寄与する。

2. 活動内容

(1) 基本方針

事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により会員満足度の高い知財研修会を提供すると共に、委員自身の成長に繋がる明るく楽しい充実した委員会活動を効率的に展開する。特に、顧客満足（Customer Satisfaction）を追求し、Customer Surpriseを生み出すことを目指す。

『資源有限 人智無限 人材こそ 最大の財産』

・会員企業が満足する研修プログラムの充実（人智を結集したJIPAでしかできない研修の実施）

・委員会メンバーの更なる人材育成（会員企業の財産になるような委員の成長）

(2) 重点推進事項

次年度は、「グローバルな事業競争力を高めるために知財活動できる人材を育成する研修の企画立案・改編」について重点的に取り組む。

- 1) 定例コースの見直し，改編，および改編したコースの検証
- 2) 特別コース（Tコース）／技術部門向けコース（Gコース）の充実化，安定運営
 - ・知財変革リーダー育成研修（T01），知財戦略スタッフ育成研修（T02）の充実化
 - ・新規企画『知財実務英語コミュニケーション研修（T04）』の実施，運営
 - ・技術管理者向け研修の見直し，実施
- 3) 会員企業ニーズに合ったタイムリーな新規研修の企画，実施
- 4) 海外コース（F02，F07）の実施，Fコース再編および実施年度の検討
- 5) サテライト研修の実施（広島，福岡，東海地区にて実施）
- 6) 出張型研修の実施
- 7) 10年後のあるべきJIPA研修に向けたアクション

VI. 来年度の体制

1. 委員長会（メンバー；委員長，小委員長，事務局。年に数回開催）
委員会の運営全体協議
2. 正副委員長会（メンバー；委員長，小委員長，副委員長，事務局。年に数回開催）
研修企画の審議・承認，講師の新任，留退任の審議・承認，臨時研修の審議・承認（なお，緊急性のある臨時研修については委員長判断で実行し，後日，承認を含む），次年度研修の審議・承認（次年度の研修案内），各小委員会活動状況の共有
3. 合同委員会（メンバー；委員全員，事務局。）
年2回，本年は7月と2月を予定。

4. 小委員会
 - (1) 第1小委員会：定例コースの検証・改編(関東・関西・東海の3地区)
 - (2) 第2小委員会：技術部門向け定例コース及び特別コース(経営に資する知財人材育成に関する新規研修会)の検証・改編
 - (3) 第3小委員会：臨時コースの検証・改編, 新規企画
 - (4) 第4小委員会：海外コース及びグローバル化対応研修(国内臨時)の企画・実施・検証
5. 委員会活動の進め方
 - ・会議開催は、場所、日程/時間、回数及びTV会議の活用を考慮し、効率的に開催。意思疎通に充分配慮し、メール及び電話連絡をフル活用する。
 - ・個別案件は委員長会で情報共有化を図りつつ、小委員会単位で積極的に活動推進。事務局及びTESとの連携も重要。密な連絡を。
 - ・定例研修コース開講挨拶は、TESに一任で可。委員自身がしても可。
6. 人材育成G
 - ・協力体制を維持, 強化
7. 研修運営スタッフ (TES)
 - ・研修会の運営と問題点, 改善点の指摘(モニタリング機能)
 - ・TESの指摘事項に関しては、人材育成Gと協力して対処

3. 会誌広報委員会

1. 委員会の構成と運営

正副委員長(12名)を含め全体で29名(第1小委員会(18名), 第2小委員会(11名))で活動を行った(2名途中退任, 1名補充で最終的に28名)。

委員会会合としては、「知財管理」誌の原稿企画, 執筆者対応, 原稿査読等の実務推進を行う小委員会と, 全体の進捗確認, 各号の誌面編成決定, 原稿掲載可否判断, 共通事項の審議を行う定例委員会をそれぞれ毎月開催した。各企

画に当たっては、少なくとも1名の正副委員長同行のもと、原稿執筆を依頼する弁護士、弁理士等に直接面談し、企画について議論を深めるとともに執筆依頼を行った。また個別テーマとして、特集号、季刊じば、アンケート、JIPAシンポジウム、メールマガジン、マニュアル改訂を設定し、ワーキンググループで検討を進めた。

2. 活動方針と行動指針

機関誌の質の維持と委員の長期安定的確保を両立するべく、「会員企業へ満足度の高い情報を発信するとともに、効率的で楽しい委員会活動の中から、委員自身の成長に繋げ、委員および出身企業に価値を実感してもらえる委員会活動を推進する」を方針とした。

3. 活動報告

(1)「知財管理」誌

2018年度の論文数は125本、総頁数1,814であった(昨年度は論文数141本、総頁数1,912)。

原稿分類別の掲載状況は、当委員会の企画原稿で論文掲載記事の48%を確保し、専門委員会原稿が43%、外部投稿原稿が9%であった。専門委員会原稿の内訳は下表を参照いただきたい(連載や分割掲載は1本としてカウント)。

特許第1	4(6)
特許第2	4(6)
国際第1	6(4)
国際第2	2(2)
国際第3	2(2)
国際第4	3(4)
医薬・バイオ	4(3)
ソフトウェア	4(2)
著作権	2(4)
マネジメント第1	3(3)
マネジメント第2	3(2)
情報システム	3(2)
情報検索	5(6)
ライセンス第1	2(1)
ライセンス第2	2(2)
意匠	3(0)
商標	2(4)
フェアトレード	1(1)
会誌	1(1)

(カッコ内は前年度原稿数)

(2)「知財管理」誌の活動

①一般企画（第1小委員会・第2小委員会）

当委員会が企画する論説の重要なカテゴリである。企業活動、知財に関わる環境の変化、或いは所属企業における日々の業務等から課題を見出すことによって、論説テーマを企画・推進する活動に重点を置いた。

今年度の目玉として、専門委員会と連携して第4次産業革命のミニ特集を企画し、計14本の論説を内容の近いテーマでまとめて4回（8月号、10月号、11月号、2月号）に分けて掲載した。関心の高いテーマを取り上げたためか、後述のアンケートでは読者の認知度が高い結果となっており、情報発信力を高めることが出来た。

②判例と実務シリーズ（第2小委員会）

最新判決や注目判決から実務に役立つ論点を議論し、毎月掲載を原則としてテーマと執筆者を決定した。毎月の企画担当者を決めて運営し、12本を掲載した。

③今更聞けないシリーズ（第1小委員会）

実務経験の浅い初心者や、実務熟練者でも意外と知らない諸手続や法制度等に焦点を当て、コンパクトかつ平易に解説する企画であり、今年度は14本のテーマを掲載した。

④知的財産Q&A（第1小委員会）

会員企業の関心が高い比較的近時のテーマを主体に、速報性とコンパクトで平易な解説を重視した企画であり、今年度は1本、掲載した。

⑤海外注目判決

判例と実務シリーズの海外版という位置づけ

であり、米国、欧州、中国等を中心に、会員企業が注目すべき海外の判決を取り上げている。今年度は6本のテーマを掲載した。

⑥座談会（インタビュー記事）（第2小委員会）

知財分野で注目すべき取り組みを行う企業や団体へのインタビュー内容をもとに、委員会で原稿執筆する企画。今年度はベンチャー企業1社を取り上げた。

⑦新刊書紹介

会員に有益な新刊書籍を紹介するため、出版社から協会への献本や、委員が書店で見つけた新刊書について、紹介原稿を執筆し、毎月掲載した。原則、1ヶ月に1本を目標に運営しているが、積極的な推進により、今年度は17本の紹介文を掲載した。

⑧編集後記の執筆

各委員が持ち回りで毎月執筆した。特に書く内容については制約を設けず、委員個人の趣味や日頃の生活など自由に記載した。

(3)「季刊じば」の活動

JIPAの活動と知財の動きをわかりやすく簡潔に伝える広報誌として2017年春号から発行を開始している。年4回（4月、7月、10月、1月）、「知財管理」誌とともに会員に送付しており、A4サイズでカラー4ページの仕様で提供している。季刊誌は、JIPA会員のほか、会員外への配布をしており、JIPAのホームページからも入手することができる。今年度に発行した季刊誌の概要は下表を参照いただきたい。

「季刊じば」の概要

コンテンツ	2018年春号	2018年夏号	2018年秋号	2019年冬号
表紙写真	小湊鉄道	佐倉の風車	丹沢湖と富士山	海ほたるから
Special INTERVIEW	佐藤会長／ 足立副理事長	清水知財高裁所長／ 別宮副理事長	浅見理事長／ 戸田副理事長	高木WIPO事務局長補 ／上野参与
わが社の こだわり	安川電機／ 世界初・世界一への こだわり	富士通／ICTの力で人 をエンパワーし豊かな 未来を実現	凸版印刷／ TechnologyとArtがク ロスする場	キヤノン／ 多様な次世代を 正攻法で切り拓く
Zoom Up Project	少数知財研究会(関西) 下垣リーダー	第4次産業革命PJ 近藤リーダー	関西金属機械部会 村上業種担当役員	建設部会 柏瀬業種担当役員
JIPA通信	知財管理誌特集号	特集号コラボ研修	JIPA出張型研修	JIPAシンポジウム

(4) ワーキンググループ活動

①特集号WG

2019年4月号掲載予定で、「つながりと知財」という大テーマで特集を企画した。高機能、多機能と言うだけでは売れない時代を背景に、ネットワークとの「つながり」、異業種間での「つながり」、顧客との「つながり」と言った多様な「つながり」が新たな価値をもたらしつつあり、それに伴う知財戦略の変化、知財部門の役割拡大を多面的に論じた原稿を合計12本集めて特集号として組み上げた。

2020年4月号に向けた特集テーマについては、2019年1月から議論をスタートしている。

②「季刊じば」WG

昨年度より新規にJIPAからの広報誌として発行を開始した「季刊じば」に関して、コンテンツの企画、関係者への説明、インタビュー原稿の作成を行うと共に、委員の入れ替えがあっても継続的に発行していけるようマニュアルの整備等を進めた。

③アンケートWG

読者からのフィードバックを今後の企画・編成に活かして、よりよい紙面にするため、読者アンケートを実施した。「知財管理」は6年ぶりの実施となり、会員、特許庁、知財高裁に対して行ったが、ページ数・掲載記事数、難易度、他誌に比した有用性とも読者に支持されていること及び、専門委員会原稿への関心が高いことが分かった。「季刊じば」は発刊から約1年半経過したことを受け実施し、他社動向に関心を持つ読者が多いこと及び、JIPAの活動を伝えるという目的はある程度達していることが分かった。改善につながる指摘を今後の編集に活かしていきたい。

④JIPAシンポジウムWG

JIPAシンポジウムでは毎年専門委員会のポスターセッションがあるため、3名の委員が中心になって当委員会の活動を分かりやすく紹介するポスターを作成し、当日の説明員を担当している。今年度は委員会活動の様子や「季刊じば」、特集号について紹介した。

⑤メルマガWG

JIPAからのお知らせとして月2回メールマガジンが発信されているが、その中で「知財管理」誌の記事を紹介している。活動としては、毎月の編成計画の中で紹介すべき原稿を3～5件選定し、委員が紹介文を執筆している。

⑥マニュアルWG

「知財管理」誌の質の安定化を図るため、マニュアルに基づいた委員会活動を行っており、今年度は、ユーザーフレンドリーな記載例の追加や文言の明確化等の改訂作業を行った。

(5) 今後の検討課題

安定した委員数の確保と委員の継続年数が短いことが最も大きな課題となっている。委員数確保に苦慮している要因としては、委員会活動の負荷が大きい、どんな活動をしているのかわかりにくい、といった声が聞こえている。対策として、委員会活動の効率化による負荷低減、派遣委員にJIPA研修への無料参加資格を付与、JIPAシンポジウムや「知財管理」誌の編集後記において当委員会の活動内容や参加するメリットを紹介、といったことに取り組んでいる。

また、昨年度から発行している「季刊じば」については、「知財管理」誌とは別の広報誌として委員数が潤沢でない委員会の中から更に限られたWGメンバーで運用せざるを得ず、WGメンバーの負荷低減が課題であり、編集活動の効率化を推進すると共に、マニュアルへの反映を行っていく予定である。

4. 特許第1委員会

1. 構成及び運営

2018年度の委員会は、委員長1名、副委員長(小委員長、小委員長補佐)14名、委員37名の計52名の構成で活動した。委員会内に5つの小委員会を設置し、小委員会毎に調査・研究活動を推進する体制とした。本年度の各小委員会の検討カテゴリは以下の通りである。

【第1小委員会】

特許制度ハーモナイゼーションに向けた調査・研究 (IoT関連発明の審査 (3極比較))

【第2小委員会】

記載要件に関する研究（審査のばらつき）

【第3小委員会】

進歩性に関する研究（IoT関連発明を中心とした進歩性判断）

【第4小委員会】

特許出願に関する諸問題の検討（審査段階における特許査定、図面に基づく補正の範囲）

【第5小委員会】

審査過程における諸問題の検討（ZITファセット付与の正確性、ZIT定義）

また、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会審査基準専門委員会WG、国際政策プロジェクト、AIPLA意見交換会、WIPOジャパン、日中共同研究事業等に委員を派遣し、特許第1委員会の研究成果に基づき意見発信を積極的に行った。

2. 活動概要

年3回の全体会合を開催するとともに、各小委員会で、月平均1回の会合を開催し、個々のテーマについて検討を行った。

更に、委員長、副委員長により構成される正副委員長会議を開催し、特許制度全体および各小委員会の検討テーマについて横断的に検討した。

特に2018年度は、第1小委員会の研究成果であるクレームの記載様式・料金体系のハーモナイゼーションの必要性についてAIPLA訪問団に説明し、課題認識をグローバルに共有することができた。

また、日中共同研究事業において第4次産業革命におけるAI、IoT関連発明の審査のグローバル動向などについて中国の研究者等と意見交換を行い、AIに関する中方の関心事項を把握した。

更に、特許制度小委員会における審査の質に関する問題提起に応じ、特許庁品質管理室と審査の質（特に進歩性判断）の適正について個別意見交換会を立ち上げ、質の検証について議論を開始した。2018年度から2年間の長期プロジェクトとして継続対応する予定である。

3. 各小委員会での活動状況

【第1小委員会】

(1) 日米協働調査（CSP）

第1小委員会は、2017年度においてCSP1期に関する論説を投稿した。その際、CSP1期は64件の申請があったものの、論説作成時は64件中33件のみが日米での拒絶理由の通知を受けていたため、一部（33件）のみでの解析となっていた。

来年度に、更なる研究を行うため、CSP1期の差分31件及びCSP2期での申請44件のデータ取得準備を開始した。

(2) ZITを用いたIoT関連発明の研究

2016年11月より、特許庁によって新設された広域ファセットZITを用い、IoT関連発明を111ファミリー抽出して日・米・欧の拒絶理由の傾向と、対策について分析した。

各庁における各種の拒絶理由の通知率、通知内容の一致率、引用文献の状況について、各国での特徴的な傾向については以下の通りであった。

- ・新規性／進歩性違反：新規性と進歩性を合わせた拒絶理由通知を各国比較した場合、日本の通知と他二極との通知の一致率に差が見られた。また、本願出願及び引用文献に付与されたIPCを比較した検討でも、日本特許庁は他2極と比較して異分野の引用文献を引例として挙げるケースが目立ち、独自の基準に基づいて新規性／進歩性を判断している可能性が示唆された。
- ・適格性要件違反：米国での101条通知が目立ったため、米国におけるMayoテストを引用した効果的な反論例を分析した。
- ・Non-tech通知：欧州で顕著に目立ったことに加え、通知に対する反論が困難であるため通知自体の回避が重要であると判断し、発明の効果を技術的なものとして記載する策が有効であるとの結論を得た。
- ・記載要件違反：主体不明確である場合に日本では不明確拒絶となる場合がある一方、同出願のファミリーは他二極ではそのような拒絶の

通知がなされていないことが分かった。日本特許庁に対する審査基準の見直しも含めた対策検討を行った。

本分析結果の一部については、東西部会（2月）および特許庁との意見交換会（3月）にて報告を行った。追加の解析結果を含め、6月に論説投稿を行う予定である。

【第2小委員会】

(1) 審査のばらつきに関する調査

2018年度は、記載要件に関し、主として「審査のばらつきに関する調査」について取り組んだ。

我々が日々の業務で感じている、記載要件における審査のばらつき、特に審査官毎の判断のばらつきに関して、以下の観点で調査した。

なお、審査のばらつきは、36条率（＝審査過程で1度でも36条拒絶を通知した出願数／審査官が所定期間で査定又は通知した出願数）を用いて、比較した。また、「ばらつき」とは、36条率の平均に対して、±10%以上の差異があることと定義した。

①ばらつき有無の検証

各筆頭IPC（A23L, C07C, C08G, C08L, B60K, B60W, G06Q, G08G）において、過去2年間に審査請求をした出願を対象とし、審査官毎の36条率を調査した。その結果、筆頭IPCに関わらず、ばらつきがあることが確認できた。

②ばらつき原因について調査

36条率のばらつきは、審査官が担当した出願の種類（外内出願、分割出願、PCT出願）や、担当した出願人の偏りによるものが原因か、調査した。

以降、調査サンプルは、特にビジネス関連発明の利活用で注目が集まっている分野であるG06Qと、G06Qと36条通知数が同程度であるC08Lとした。そして、各筆頭IPCにおいて、36条率が平均的な審査官、平均より10%以上高い審査官、平均より10%以上低い審査官を、それぞれ複数人抽出して、以下の詳細調査を行った。

その結果、何れの筆頭IPCにおいても、担当した出願の種類や出願人の偏りによるものでは

ないことが確認できた。

③ばらつきと拒絶理由の傾向について調査

36条率のばらつきと、拒絶理由通知の内容に関係があるか、調査した。その結果、以下の傾向を確認できた。

なお、以下で記載の「形式的拒絶」とは、「誤記」、「前記」抜け、「引用関係」などの指摘を、「実体的拒絶」とは、「文言定義・意味」などの指摘を、含む拒絶理由通知と定義した。

i) G06Q

- ・36条率に関わらず、36条拒絶の内の約90%が明確性要件で拒絶されていた
- ・明確性要件違反の内、形式的拒絶については、36条率に関わらず一定（約70%）である一方、実体的拒絶については、36条率が高い審査官ほど高い傾向にあった（高い：約60%、平均：約40%、低い：約10%）

ii) C08L

- ・36条率に関わらず、36条拒絶の内の約60%が明確性要件で、約30%がサポート要件で拒絶されていた
- ・明確性要件違反の内、形式的拒絶については、36条率に関わらず一定（約70%）であると共に、実体的拒絶についても、36条率に関わらず一定（約40%）であった
- ・サポート要件違反の内、審査基準における違反類型（3）（出願時の技術常識に照らしても、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえない）の占める割合が、36条率が高い審査官ほど通知割合が高い傾向にあった（高い：約75%、平均：約60%、低い：約45%）

以上、詳述した結果をまとめ、知財管理誌に資料として投稿する予定である。

(2) 審判部における判断に関する調査

最近食品・化学分野で記載要件違反の審査が厳しくなっているという実務者の声がある。これは、近年、食品・化学分野で記載要件違反に関する審決取消訴訟の判決が2017年前半を中心に相次いでおり、このような判決が記載要件違

反に関する審査に影響を及ぼしているのではないかという仮説に基づいて調査・分析を行った。

審査案件数が膨大なため、審判部の記載要件に関する判断を調査対象とした。具体的には2015年～2018年の拒絶査定不服審決を母集団とした。

上記母集団に対して、筆頭IPCのセクション別の請求認容率（特許審決率）の傾向を①審判での拒絶理由で記載要件違反のみ指摘された案件、②審判での拒絶理由で記載要件違反を含む（新規性や進歩性等の拒絶も有）拒絶理由を指摘された案件の両方の観点で確認した。その結果、①については2018年には各筆頭IPCのセクションにおける請求認容率はいずれもほぼ維持又は上昇している傾向にあり、②についてもほぼ同じ傾向を示すことが確認できた。したがって、請求認容率の統計データからは審判部の判断が特に厳しい方向に推移しているといった傾向は読み取れなかった。

その後、上記母集団のうち、食品関係の筆頭IPCであるA23の案件に対して拒絶理由の内容を確認し、食品・化学分野における審決取消訴訟の判決と類似する審判部の判断が増加傾向にないか検証を試みたが、サンプル数が少なく、特に目立った傾向を特定することはできなかった。

そのため、本テーマについては一時検討を中断し、今後の新テーマ検討時に調査・分析から得られた知見を役立てることとした。

【第3小委員会】

今年度は、下記のテーマについて取り組みを行った。

「IoT関連発明を中心とした進歩性判断について」

第4次産業命でIoT関連の知財が注目されている中で、近年、特許査定率は上昇傾向であり、特許査定後のクレームが比較的広い案件が散見される、との意見や、進歩性の審査が適切に行われているか、と疑問視する声が寄せられた。当小委員会ではZIT分類を中心に、①クレームの文字数の観点から調査を行い、更には②ZIT分類に限らず、分野を広げて調査・分析を実施

した。①について、IoT関連発明は様々な技術分野の組み合わせであり、主引用発明と副引用発明の動機付けが難しくなるケースや、周知技術や設計的事項で拒絶されるべきものも登録されているのではないかと、といった仮説を立てて検証を行った。

まず、ZIT分類が付与された登録案件を抽出し、クレーム1の文字数をカウントすることで、当該文字数と登録件数との関連性を調査した。分布図として統計を見ると、中央値は478文字であり、ZIT関連発明を多く含むとともに、ZIT以外のビジネス関連発明を含むIPC分類であるG06のクレーム1の文字数の中央値（587文字）と比較すると、ZIT分類の方が、比較的短いクレームで登録されていることが確認された。次に、ZIT分類の登録案件の中で、進歩性の拒絶理由を受けた案件を抽出し、特許庁の審査、出願人の反論内容から検討すべき観点を決め、調査・分析を行った。短いクレーム文字数（最短のクレーム文字数から300文字周辺）を調査すると、クレームの構成要件が、意見書で主張している効果を奏するほどには具体化されていない案件や、先行技術との差異点が当業者の技術常識の範囲にとどまっていると思われる案件が、2割程度抽出された。「進歩性が否定される方向に働く要素」としての「主引用発明からの設計変更等」「先行技術の単なる寄せ集め」が適切に活用されていないのではないかと疑問視される。この点につき、知財高裁と特許庁とで運用に乖離が生じていないか検討を行い、改善事項があれば、特許庁への提言を行う。

また、②について、ZITに限らず、分野を広げて、クレームの文字数の変化について、傾向分析を実施した。登録件数の多い分類（IPCクラス）において、2010年、2018年の公開、登録案件についてクレームの文字数がどのように変化しているかを調査した。件数の多い11分類を抽出し、公開、登録段階のそれぞれにおける文字数の変化を、箱ひげ図を用いて分布を調査した。各々の分類を中央値（第2四分位点）付近の値と比較すると、G06分類のみ、公開時のク

レーム文字数に変化は見られないにも拘わらず、登録時のクレーム文字数が減少傾向にあることが確認された。IoT関連の案件も多く存在する分野であり、内容の検証については①と同様、小委員会で検討を行っていく。更に、上記分類において、クレームの短い案件の中で、拒絶理由の内容を見ると、上位クレームは新規性で拒絶されたものの、次の下位クレームが許可されていた案件が抽出された。進歩性の判断が疑問視される案件であり、そのような案件がどの程度存在するか、各々の分類で抽出範囲を決め、調査することとした。①、②は来年度の継続検討テーマとし、引き続き検証を行うこととする。

【第4小委員会】

今年度は下記2つのテーマについて取り組んだ。

(1) 「審査段階における特許査定への検討」

近年特許査定率は上昇しているものの、最後の拒絶理由の通知を受けずに拒絶査定を受けている案件が増えている印象があったため、統計的調査を行った

すると、2007年に比べ、2017年では最後の拒絶理由の通知を受けずに拒絶査定を受けている案件が増えていることがわかった。しかも、拒絶理由を有さない請求項が存在しつつ拒絶査定とされる案件が多数存在（拒絶査定の通知において拒絶理由を有さない請求項が存在することが明記されている案件だけでなく、そのような明記はないものの拒絶されていない請求項が存在する案件についてもカウント）することが分かった。

拒絶査定に対して、拒絶査定不服審判を請求するという、法的手段は存在する。しかしながら、出願人は新たな請求、費用が必要であるため、権利化を断念せざるを得ないケースも多く存在する。そこで、拒絶査定不服審判において特許査定された案件等について、審査段階において、特許査定を得ることができなかったのか、有効な対応手段はなかったのか検討を行った。

まず、関連する事項として平成27年に審査基

準の改定が行われ、その中で、「最後の拒絶理由通知」とすることができる特別な場合として、“通知した拒絶理由は解消されていないものの、拒絶理由を解消するために出願人がとり得る対応を審査官が示せる場合であって、その対応をとることについて出願人との間で合意が形成できる見込みがあると判断し、出願人と意思疎通を図った結果、合意が形成されたときに通知する拒絶理由通知は、「最後の拒絶理由通知」とすることができる。”こととなったことに着目した。

そこで、審査基準改定前後での面接及び応対に変化があるか検討を行ったところ、面接については特に変化は見られなかったものの、審査官側から応対を求める案件が増加していることが分かった。また、最後の拒絶理由通知の中で、<最後の拒絶理由通知とする理由>として、“通知した拒絶理由は解消していないものの、当該拒絶理由を解消するための対応について、出願人との間で合意が形成されたため、最後の拒絶理由を通知する。”と記載されている案件も複数確認できた。

そこで、拒絶理由通知が1回しか通知されず拒絶査定が出され、そのまま拒絶査定が確定した案件、拒絶理由通知が1回しか通知されず拒絶査定が出され、その後拒絶査定不服審判で特許査定が出された案件、拒絶理由通知が2回出され審査段階で特許査定が出された案件で面接もしくは応対記録のある案件について詳細に分析を行い、審査段階における出願人の対応方法および審査官に対する要望について検討を行った。

これら調査・検討結果の詳細については、2019年3月の特許庁との定期意見交換会にて紹介した。また、今後論説としてまとめ、知財管理誌に投稿する予定である。

(2) 「図面に基づく補正の範囲についての検討」

先願主義の下では、完全な明細書の作成は難しく、補正の機会を与えないことは出願人に酷であるなどの理由から、審査段階等において出願人は補正を行う事が可能である。また、出願

人と第三者との利害の調整を図るため、特許法第17条の2第3項は、明細書等の補正について、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてしなければならないことを規定している。明細書等には、明細書、特許請求の範囲又は図面が含まれているため、図面に基づく補正も可能であり、実際に図面に基づく補正が行われている。しかしながら、明細書にどの程度記載されていれば補正が可能であるか迷うことがある。

「ソルダーレジスト（除くクレーム）事件」についての大合議判決（知財高判平20.5.30, 平18(行ケ)第10563号）を受けて、新規事項の審査基準が改訂されてから10年が経過した。そのため、新規事項の追加に関する審決・判例が蓄積されてきたと考えられる。そこで、図面に基づく補正についての検討を行う事とした。

ソルダーレジスト大合議判決以降に、審査段階において17条の2第3項を拒絶理由として拒絶査定を受けた案件であって、拒絶査定不服審判において前置審査がなかった案件について検討を行ったところ、拒絶査定不服審判にて特許査定された案件は16件、拒絶査定が確定された案件は29件であった。各案件の内容の検討を行い16件に絞り込み、更なる検討を行った。

これら調査・検討結果の詳細については、論説としてまとめ、知財管理誌に投稿する予定である。

【第5小委員会】

「ZIT付与正確性の調査と、ZIT付与対象の定義への提言」に取り組んだ。

(1) 目的

JPOは、IoT関連技術に対し、平成28年11月より新たな広域ファセット分類記号ZITの付与を行っている。特許出願に対し、IPCCが公開公報に掲載されたZITを付与し、審査官が特許公報に掲載されたZITを付与するといったように、各所に付与実務者が存在する現状において、ZITの付与が適切に行われているかの検証が必要であると考えた。

(2) ZIT付与の現状分析

ZITが付与されていた公開公報ならびに特許

公報を抽出し、同一特許出願において公開時・登録時でZIT付与判断が相違したものの、即ち「IPCCはZIT付与すべき案件と考えたが、審査段階で審査官がZIT案件ではないと考えた（分類①）」案件の集合、ならびに「IPCCはZITを付与していないが、審査段階において審査官がZIT付与すべきと考えた（分類②）」案件の集合がそれぞれ存在することを確認した。

(3) ZIT付与定義の改善

このような差異が生じた原因を検討すべく、どのような発明がZIT付与対象であるとされているか、JPOによる定義の再確認を行ったところ、現在JPOから公表されているZIT付与対象の定義は、その文言から明確に属否を判別することが困難であり、解釈に揺らぎが生じることが、IPCCと審査官とのZIT付与状況の差異に結び付いたのではないかと考えられた。

JPOの定義における各要件に含まれる用語のうち、解釈に揺らぎが生じると考えられた用語に対して、どのような解釈が行われうるか、候補（考慮要素）の列挙を行ったうえで、前述の分類①、②に含まれる各案件が、列挙した各考慮要素を具備するものであるか否か、個別に対比した。

そして、分類①、②との対比の結果、ZIT付与の実態に合致していると判断された考慮要素を既存のZIT付与定義に当てはめ、ないしは置き換えを行うことにより、より明確なZIT付与の新定義案を得た。

ZIT付与対象の新定義案が、審査官によるZIT付与対象を的確に示すものであったことを、事例を挙げて検証できた。

新定義案は、従来のZIT付与定義を更に具体化することを目的として形成したものであるため、付与作業員個々人の判断のゆらぎを抑え、公開段階からZIT付与要否判断を正しく行うことができる可能性を高めるものであると考える。

そして、付与作業員ならびにユーザに対し明確な運用指針を示すことは、他国の特許関係者に対しZIT付与運用の利便性を主張することへも繋がるものであろう。JPOでは現在、五庁（日

米欧中韓)に対して、ZITをIPC化する提案を行っているとのことであるが、IPC分類への適用を目指すにあたって、他庁に対し有益な説得力をもたらすことを期待したい。

上記の検討結果を踏まえ、詳細は知財管理誌に投稿する予定である。

4. 対外活動

4.1 全体

特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会を2回(9月, 3月)開催し、AI, IoTに関する研究テーマを中心に、活発な意見交換を行った。

また、第13回審査基準専門委員会WGに知財協代表として委員派遣を行い、特許権の存続期間の延長登録出願、AI関連技術の事例追加に関する審査基準の改定について、会員企業の集約意見に基づく提案・意見発信を行った。

更に、日中共同研究事業の深セン会議に戸田担当理事に出席頂くとともに、晴海会議に戸田担当理事の他に委員2名を派遣し、AI・IoT関連のグローバル審査状況と課題認識について、他庁審査との比較による日本特許庁の審査の質の評価について意見交換を行った。

4.2 各小委員会関連の対外活動

上記の他、各小委員会のテーマに関連して、特許庁他の外部機関と活発に意見交換を行ったので、以下に概要を紹介する。

【第1小委員会】

国際政策プロジェクトに委員1名、2018年度審査応用能力研修に委員1名派遣した。

2018年度東西部会(9月)にて「早期審査における審査の質に関する調査・研究」、中国・四国・九州地区協議会臨時会合(11月)および東西部会(2月)にて「IoTに関する三極特許庁における審査の調査・研究」に関する報告を行った。

【第2小委員会】

2018年度企業若手知的財産要員育成研修(T3研修)に委員1名を派遣した。

【第3小委員会】

2018年度企業若手知的財産要員育成研修(T3

研修)に委員3名、臨時研修「特許審査基準『進歩性』の解説」(J13研修)に委員1名、審判実務者研究会に委員1名をそれぞれ派遣した。

【第4小委員会】

2018年度中国・四国・九州地区協議会臨時会合(11月)にて、「面接審査・電話対応の活用促進に向けての検討」に関する報告を行った。

2018年度審判実務者研究会に委員1名を派遣した。

【第5小委員会】

知財管理掲載の論説「EPO審査をリファレンスとした、JPO審査品質の更なる向上の可能性の研究」(2018年12月)に関し、WIPOジャパンファンド事業「特許審査品質管理ワークショップ」ならびに一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所主催「日中共同研究事業ワークショップ」に、講師として委員各1名を派遣した。

5. 特許第2委員会

1. 構成及び運営

2018年度の特許第2委員会は、委員長1名、副委員長21名(うち委員長代理1名、小委員長5名、小委員長補佐15名)、委員37名の計59名で構成した。

正副委員長会議及び第1から第5小委員会までの各小委員会は原則毎月開催し、年3回(4月, 10月, 3月)の全体委員会も開いた。

裁判所(知財高裁, 東京地裁, 大阪地裁), 日本弁護士連合会, 東京弁護士会, 大阪弁護士会, 弁理士会との意見交換会も積極的に行った。東京弁護士会とは第1小委員会が, 大阪弁護士会とは第4小委員会が, それぞれ小委員会の研究テーマに関して数か月間共同で検討を行い, それぞれ成果を意見交換会で発表した。なお, これら意見交換会の前に日弁連知的財産センターの弁護士4名(村田先生, 宮川先生, 荒井先生, 日野先生)と事前相談をして臨んだ。

「知財管理」誌に4つの論説を掲載した(「特許異議申立に関する分析—新規性に焦点をおいて—」(12月), 「裁判所における発明者認定基

準に関する研究」(1月),「特許権侵害訴訟における訂正手続きに関する研究」(2月),「裁判所におけるクレームの文言解釈に関する考察」(3月)。上記のうち10月度東西地域部会にて第1小委員会から「裁判所におけるクレームの文言解釈の動向に関する考察」について,11月度東西地域部会にて第4小委員会から「裁判所における発明者認定基準に関する研究」について発表した。

2018年度の調査研究テーマおよび各小委員会の活動概要は以下のとおりである。中長期テーマを含め,これらは来年度の「知財管理」誌に論説として掲載し,かつ東西地域部会にて発表予定である。

2. 各小委員会の活動概要

【第1小委員会】

「先使用権の判断動向と実務上の課題」

先使用権の確保にあたっては,特許庁ガイドライン「先使用権制度の円滑な活用に向けて」が企業での一定の指針となっている。しかし,先使用権を確保するために証拠の管理ルール等を設ける企業は,未だ限定的であると思われる。そこで,本研究では,会員企業へのヒアリング調査をとおして,先使用権の確保への取り組み状況や,先使用権に関する悩み等の把握を行った。また,近年の裁判例の分析をとおして,先使用権を取り巻く実務上の課題とその解決策を検討した。なお,本研究は,およそ4ヶ月にわたり東京弁護士会と共同で検討した。

【第2小委員会】

「特許権侵害特定のための証拠準備の実務実態に関する研究」

特許権侵害訴訟において,特許権者は,被疑侵害者の侵害行為を特定して主張・立証する必要がある。その際,証拠に基づいて具体的な事実を主張・立証することとなるが,特許権侵害訴訟においては関係する証拠が疑侵害者側に遍在していることが多く,必ずしも特許権者が侵害事実に関する証拠を入手できるとは限らない。

このような事情のもと,知財紛争処理システムの活性化に資する特許制度・運用に関する調

査研究報告書(H27特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)にて,代理人や当事者のアンケート結果が報告されている。これによれば,訴訟検討段階の証拠収集の困難性に関する経験があると回答した企業担当者は,証拠収集の経験があると回答した104者中79者と,76%にのぼる。またその理由として,証拠の遍在,化合物やプログラムの分析ができなかった,営業秘密に関わる証拠であったこと等が挙げられている。これらの事情は,特許権者に権利行使を躊躇させる一因になっていると推測される。そこで,本研究では,権利行使の際及びその検討の際の一助となるようなヒントを実務家に提供することを目的として,侵害事実を立証するための証拠の準備に困難性が存在すると考えられる類型の過去の裁判例に着目し,その特徴や実務上の留意事項を検討した。

【第3小委員会】

「異議申立に関する分析 -要素分析-」

平成27年に開始された特許異議申立制度は,特許取消となる割合が無効審判と比べて低いことが指摘されているものの,ユーザである企業の注目度は高い。一方で,本制度に対するニーズ,すなわち無効審判と比べて簡易な手続きにて瑕疵ある特許を是正したいとするニーズは高いものの,制度設計上の理由から申立側は関与に制限があり,過度な期待はできないというのが現状である。この現状により,実務の現場では本制度の利用の可否判断に迷うことが問題となっている。

そこで,本小委員会では,申立人の立場から,異議対象特許の書誌的な因子から簡易的且つ客観的に取消理由の発行確率や主となる根拠条文が判別できるかどうかの検討を,統計的手法により試み,さらに申立人が事前に揃えておくべき証拠として,特許文献以外にどのようなものが有効なのかについて実務上の指針を明らかにすることとした。

前者については,書誌的な因子として審査段階における情報提供の有無,早期審査の有無,分割出願か通常出願かどうかの出願区分に着目

した。後者については、非特許文献の活用状況を調査すると共に、非特許文献の一つである実験成績証明書の活用指針について検討を行った。

【第4小委員会】

「公然実施発明に基づく進歩性欠如の特許無効を争う裁判例の研究」

特許の無効を争う訴訟において、公然実施発明を用いて特許の無効を主張するケースは少なくない。その際の無効主張の抗弁として、新規性のみならず進歩性を争うことも可能である。しかし、その場合は公然実施品から、課題や技術的意義を直接読み取ることが難しいことから、刊行物を用いる場合とは異なる観点で進歩性判断の検討を行う必要がある。

このような状況の下で、当小委員会は、①公然実施発明を用いた進歩性欠如の主張がなされた裁判例の有無、②公然実施発明と刊行物記載発明との進歩性の判断手法の相違点、③公然実施発明に内在する課題や技術的意義の認定方法、④公然実施発明と副引例を組み合わせる動機付け、の4つのポイントを中心に裁判例を分析し、実務者への提言を行うべく検討を行った。

なお、本研究は、9月～1月の5か月間にわたり、大阪弁護士会の先生方と協働して行ったものである。

【第5小委員会】

「特許制度の在り方の研究（中長期テーマの2年目）」

昨年度に論説執筆のテーマとして選定した「特許権に基づく税関における輸入差止制度(水際取締制度)」について調査・検討を進めた。

税関における水際取締制度について、関税法、税関通達等により手続きの詳細について調査した。さらに、制度の実際の運用について、税関や制度利用者にヒアリングを行った。また、会員企業の意見を聴くために特許第2委員会の委員にアンケートを行った上で、より良い水際取締制度について検討を行った。

以上の調査・検討を踏まえて論説の執筆を進めている。論説の前半部分では、特許実務者に

は馴染みが薄いと思われる水際取締制度について詳細な解説を行い、後半部分では、より良い水際取締制度について検討した内容（必要に応じた輸入者側反論期間の確保、水際取締申立手続の情報公開、PAE対策の必要性）を紹介する予定である。

6. 国際第1委員会

1. 委員会の構成

委員長，委員長代理，副委員長5名，委員46名，合計53名で構成した。

委員を6つのワーキンググループ（WG）に分け、それぞれにWGリーダーを指名し、WGリーダーを中心に各WGにて後述するテーマに関する調査研究活動等を行った。

2. 委員会の運営

毎月（3月を除く。）、全員が参加する全体委員会を開催した。全体委員会の前半は全体会議として委員間の情報共有等を行い、後半はWG単位に分かれて調査研究テーマ等について議論を行った。

年に2回（7月，3月）、国際第2，第3および第4委員会との合同委員会を開催し、各委員会の活動状況の情報共有等を行った。また、年に2回（4月，10月）、国際第2，第3および第4委員会との合同正副委員長会議を開催し、国際委員会全体の運営の調整等を行った。

3. 委員会活動の概要

(1) 東西部会での発表

前年度の活動成果として、東西部会において、2件の発表を行った。

①第4次産業革命における米国企業の特許出願戦略（6月）

②米国特許システムはプロパテントに向かうのか？（11月）

(2) 意見の提出

米国特許商標庁（以下、USPTOという。）に対し、4件の意見を提出した。

①Re. JIPA Comments on Changes to the Claim Construction Standard for Interpreting Claims in Trial Proceedings Before

the Patent Trial and Appeal Board (5月)

②Re: JIPA Comments on Berkheimer Memorandum (8月)

③Re: JIPA Comment on Motion To Amend Practice and Procedures in Trial Proceedings Under the America Invents Act Before the Patent Trial and Appeal Board (12月)

④Re: Public Comments on 2019 Revised Patent Subject Matter Eligibility Guidance (3月)

(3) 外部との意見交換

①AIPLA (4月)

②Kappos前USPTO長官及び米国弁護士 (6月)

③メキシコ産業財産庁長官 (6月)

④IPO (11月)

⑤ブラジル産業財産庁 (1月)

(4) 委員派遣

①特許審査マネージメントコース (9月)

②IP-PAC (10月)

(5) JIPAシンポジウム

ポスターセッションに参加し、説明員を派遣し、2018年度の活用内容の紹介を行った。

(6) 臨時研修の開催

①J08「米国特許をうまく取得する方法」(2018年10月に東京、大阪で開催)にそれぞれ講師を2名派遣した。

②J16「企業実務者観点による米国特許訴訟対応」(2018年9月～10月に東京、大阪(サテライト会場として東海、広島を含む)で開催)にそれぞれ講師を2名派遣した。

(7) 各WGにおける調査研究活動等

【WG1】

資料「米国特許をうまく取得する方法」の改訂

今回の第6版は、第5版以降のMPEP等の改正や、重要な判決例等の最新の内容の追加・修正を行った。特に、101条の保護適格性についてはMPEPが頻繁に改訂されていることから詳細な説明及び具体的な検討事項を加え、また審査官カウントシステムといった出願人が権利取

得を図るうえで役に立つと考えられる項目もいくつか加えた。本資料は2019年度上期中に発行予定である。

【WG2】

テーマ「TC Heartland最高裁判決、In re Cray CAFC大法廷判決が与える裁判地戦略への影響」に関する調査研究

米国特許訴訟において、裁判地の選定は裁判の勝敗を大きく左右する重要な要素である。TC Heartland最高裁判決では、被告が米国企業の場合、法人登録している地、又は、被告の定常的に確立したビジネスの地で提訴可能であることが示され、続くIn re Cray CAFC大法廷判決では、定常的に確立したビジネスの地の判断基準が示された。そこで、これら判断基準の具体的適用や被告が外国企業の場合の判断基準について調査分析し、日本企業が原告、又は、被告の場合の裁判地戦略について、そのポイントをまとめた。この成果については、論説として知財管理誌に掲載される予定である。

【WG3】

テーマ「先行技術と重複した数値限定クレームを非自明と認められるための方法」に関する調査研究

権利化したい特許クレームの数値範囲の規定(数値限定)が先行技術の開示と重複する場合には、一応の自明性により特許性を拒絶されやすい。そこで、近年のCAFC判例から数値限定が自明性の争点となった判例を検討し、数値限定を用いたクレームにおいて自明性が判断される際の判断基準を明確にするとともに、数値限定が先行技術と重複する場合に非自明性が認められるための対応手段を整理した。この成果については、論説として知財管理誌に掲載される予定である。

【WG4】

テーマ「IPRにおけるクレーム補正申立の実態」に関する調査研究

従来、IPRの補正クレームにおける特許性の立証責任は特許権者に課されていたが、Aqua CAFC大法廷判決において当該責任は請願者に

あるとの新しい基準が示された。そこで、その後に出されたCAFC判決等を分析し、IPRにおけるクレーム補正に関し、特許権者及び請願者それぞれの立場での留意点を整理した。この成果については論説として知財管理誌に掲載される予定である。

【WG5】

テーマ「近年における終局的差止の容認基準（eBayの4要素テスト）」に関する調査研究

差止命令を受けたことによる事業への影響が甚大であることを背景に、プロパテントへの“揺り戻し”の気配が窺われている。そこで、近年の終局的差止の容認基準を分析し、訴訟において終局的差止を争う際に、特許権者及び被疑侵害者のそれぞれの立場でどのような点を検討し主張すべきかをとりとまとめた。この成果については論説として知財管理誌に掲載される予定である。

【WG6】

テーマ「USPTOの審査段階における非特許文献調査」に関する調査研究

特許出願人にとって、無効になり難い安定した特許権を取得することは重要である。そこで、現状のUSPTOの審査品質を調査・分析し、特許出願人自らが安定した特許権を取得できる方策を検討した。本調査・分析により、審査段階における審査官による非特許文献調査が不十分である可能性を見出し、特許出願人が出願前の先行技術文献調査において留意すべき点について、技術分野別に非特許文献の種類観点から提言をまとめた。この成果については論説として知財管理誌7月号に掲載された。

7. 国際第2委員会

1. 委員会の構成および運営

本年度の委員会活動は、委員長1名、副委員長5名及び委員33名の計39名で開始した。途中、委員1名の退任・委員1名の交代があったため、38名で終了した。

2. 委員会の運営

3つの小委員会を編成し、原則として、月次

の定例会議において全体会議と小委員会活動を行った。各小委員会は、テーマ毎にさらに2つのWG（Working Group）を設定し、Working Groupリーダーのリーダーシップのもと各テーマについて検討した。上記の定例会議の他に適宜臨時の小委員会会議等を開催した。

3. 委員会の活動概要

3.1 本年度の活動方針

本年度は、①委員の人脈形成および成長のための気づきの場を提供する、②国内外におけるJIPAプレゼンスの向上に繋がるアウトプットを行う、という2つの方針の下、担当地域の中から、欧州及びPCT制度について調査・検討を行った。

3.2 各小委員会の活動

(1) 第1小委員会の活動

本年度、第1小委員会は2つのテーマに分かれて活動した。

第1テーマ名：ドイツ特許権侵害訴訟実務マニュアル改訂作業（6名）

国際第2委員会は「ドイツ特許権侵害訴訟実務マニュアル」という冊子を発行している。同冊子は2010年に発行されて以来、改訂されていない。この点について、最新の情報を反映した「使える」マニュアルの発行を目指して昨年度から活動している。今年度は、委員による調査と、その調査を踏まえ現地のドイツ弁理士にヒアリングを行い、なるべく正確かつ細心の情報を盛り込むよう進めた。

今年度の調査により追加される事項は次の通りである。①訴訟に関する統計情報として地裁ごとの侵害訴訟のデータの追加、②法改正に対応した記載内容の修正および追加、③消尽と標準必須特許（SEP）について新たに調査を行い、マニュアルに新規の項目として追加。特にSEPについては、地裁判決と上級裁判所の判決の違い（地裁判決の執行を上級審が拒絶する）について詳細に検討を行った。上級審ではライセンスの申し出が非差別的でない（non-discriminatoryでない）という被告の主張に特許権者が反論するためには、他のライセンシー

への比較可能なライセンス契約を提供しなければならぬ旨、判示されており、SEPの権利行使に際してはライセンス契約をどこまで開示できるかが争点になる可能性について留意する必要があることを見出している。また、実用新案に関しても調査し、特許と実用新案の権利行使時の違いや、方法をクレームすることができるなど日本との違いを整理した。

本テーマは中長期テーマであり、翌年度も活動を継続する予定である。最終的には冊子を発行するよう推進していく。

第2テーマ名：予備的請求に関する調査・研究（7名）

欧州特許庁では、特許審査や異議において、予備的請求（Auxiliary requests）として複数の補正案の提出が認められる。補正案の数は多過ぎない方が良いと言う意見もあるが、効果的な数や提出時期に関する知見は少ない。そこで、有効性の判断の違いを検証し、今後の実務に役立つ情報提供をすること、を狙いとし調査等を行った。

欧州特許庁のホームページにおいて包袋を閲覧し、審査段階および異議段階の補正における予備的請求の活用度合を調べたところ、審査段階のうち調査見解書に対する応答では0.7%、Office Actionに対する応答では8.3%、異議段階では82.9%において予備的請求がなされており、審査段階での活用は限定的であり、圧倒的に異議段階で利用されていることが明らかになった。また、審査段階では、予備的請求を行ったとしても、主請求で許可されるケースの方が多いことや、異議段階では、予備的請求を行った方が維持率が高く、また複数の補正案を提示した場合、最初又は最後の予備的請求で維持される割合が高いことも明らかになった。これらの結果から、予備的請求の活用方法について提言を行い、論説にまとめる予定である。

(2) 第2小委員会の活動

本年度、第2小委員会は2つのテーマに分かれて活動した。

第1テーマ名：Intellectual Property Enter-

prise Court (IPEC) の実態調査（5名）

欧州における特許権侵害の訴訟はドイツが裁判管轄として好まれる傾向にある。理由として裁判の質の高さ、審理の迅速さ、弁護士費用を含めた訴訟費用の割安さが寄与しているとの調査報告がある。一方、2013年に英国にて審理の迅速さや訴訟費用を考慮したIPECが設立されたが、判決がなされた訴訟の中には日本企業は存在しておらず、十分に認知・活用がなされていない状況と考えられる。

このような背景の中、英国はUPCに批准したもののBrexitの影響は未知であり、英国での戦略的な権利化・権利活用が求められそうである。そこで、勝訴の傾向等の分析による戦略的な権利化・権利活用の指針を提示するために、IPECに関する実態調査を行った。IPECの特徴は、特許および意匠だけでなく商標や著作権を対象とすること、損害賠償額や敗訴側負担の費用回復について金額の上限が定められていることが、通常の特許裁判所との違いである。また、裁判官主導の訴訟振興のため、事件解決までの期間が短いことや、早期に決着することから差し止めを行うのに有効であることなど、有用性も明らかにできた。これらについてまとめ、論説として発表する予定である。

第2テーマ名：欧州における主要企業の知財戦略に関する調査（8名）

2011年にドイツ政府が掲げたIndustry4.0に端を発した第4次産業革命（“4IR”）に含まれる各技術分野に高い注目が集まり、特許業界でも例外ではない。2017年12月には、欧州特許庁が4IRに関するレポート（Patents and the Fourth Industrial Revolution）を発行している。

そこで、今後の実務に役立つ情報提供を目的とし、該レポート等を参考にし、主要企業の4IR関連出願における傾向・分析を行った。まず、4IRの主導的役割を果たし、一定数以上の出願を行っている3社の出願統計を調べた。これらの企業のHardware, Software, User Interface, Security, Vehiclesなどの技術分野への出願統計からは、各社の事業を反映した出

願傾向が見られた。個別の審査経過の解析も進め、4IRの分野での権利化において実務上取り得る対応を整理し、論説にまとめる予定である。

(3) 第3小委員会の活動

本年度、第3小委員会は2つのテーマに分かれて活動した。

第1テーマ名：PCTを巧く活用する方法 冊子改訂（5名）

国際第2委員会は「PCTを巧く活用する方法」という冊子を発行している。同冊子は2012年に発行されて以来、改訂されていない。冊子の内容を現行制度に合わせ利用価値を高めるために、現記載内容の更新（規則、リンク先など）、実務的視点に加え手続き視点の追加を行い、冊子の改訂を目的として調査を行った。

具体的には、優先権主張せずに直接PCT出願する（ダイレクトPCT）についてその目的と効果、ASEANなど新興国へ移行する場合の留意点、特許審査ハイウェイ（PPH）の活用など、実務上役に立つPCTの利用方法についての記載の改訂を行った。また、PCT締約国や特許庁費用の情報の更新、出願ルートを選択におけるメリットデメリット、主要移行国や新興国への移行時の留意点、規則改正についての改訂も行った。

このテーマについては次年度も継続させ、その成果は冊子改訂版の発行と臨時研修を予定している。

第2テーマ名：PCT国際段階における第三者情報提供制度の研究（6名）

2012年7月から国際出願に対する第三者情報提供制度が導入されたが、実際どの程度使えるものなのかについて会員企業の実務に有用な情報を提供することを目的とし、調査を行った。国際段階における情報提供制度の統計データをまとめ、各国移行後の審査段階における情報提供の採用率を調べたところ、国際段階で提供された文献の採用率はEPO > CNIPA > JPO > USPTOであり、四庁のいずれでもX文献の採用率は高く、Y文献の採用率は低かった。また、情報提供がなされたPCT出願から各国に移行し

た場合、特許性が否定される傾向が見られ、国際段階での情報提供の効果があることが分かった。情報提供文献が指定官庁に送達されることを請求していないUSPTOやCNIPAの審査でも情報提供文献は引用されていることが明らかになった。

この調査結果は、論説としてまとめる予定である。

3.3 対外会合・意見発信等

当委員会では、担当範囲の知的財産制度改善に向けて、国際政策プロジェクトと連携して、又は、単独で、担当範囲内の国や機関に対し、意見発信を行った。具体的には、国際政策プロジェクトへ委員を派遣し（1名）、ジュネーブのWIPO本部で開催されるPCT作業部会第11回にオブザーバとして出席、特許庁・ユーザ双方にとってメリットのあるPCT制度の適切な発展という視点から議論に参加した。EPOとは、定期的会合であるPartnership for Quality Meetingを10月17日にJIPA東京事務所で行い、ルッツ副長官を代表とする代表団と、EPOの近年の取り組みや、Early Certainty from Search等の進展について意見交換を行った。また、ミュンヘンで開催されたEPOとユーザー団体との意見交換会である第3回SACEPOに委員を派遣し、EPOの審査品質に関する意見発信を行った。今年度はさらに、2月6日にJIPA東京事務所にて英国公認代理人協会（CIPA、CITMA）とも意見交換を行い、先方からは英国の知財制度やBrexitについての情報提供があり、当方からはIPECに関する意見交換を申し出、多くの情報を得ることができた。

3.4 その他

(1) 外国特許ニュース

欧州およびPCTに関する最新ニュースをチェックし、月2報のペースで外国特許ニュースを執筆し、知財管理誌に投稿した。

(2) 論説投稿・部会発表

2017年度の調査結果として、①日本企業によるPCT制度および審査促進策の利用に関する考察、②EPOルートの特許に対する各国裁判所の

有効性判断に関する比較研究、③欧州異議申立理由としての新規事項追加の有効性と、実務上の留意点、④欧州特許庁における第4次産業革命関連技術の出願権利化の現状と留意点を知財管理誌に論説として投稿した。また、①と④については部会発表を2月に行った。

(3) 研修

T3研修に委員1名を講師として派遣した。

8. 国際第3委員会

1. 委員会の構成および運営

本年度の委員会活動は委員長、小委員長6名、及び委員33名の計40名で活動を行った。

2. 委員会の運営

4つの小委員会を編成し、毎月定例で正副委員長会、全体会議と小委員会活動を行った。各小委員会は担当の小委員長を小委員会リーダーとして、各テーマについて調査研究を行った。また、上記定例会議の他に適宜臨時の正副委員長会、小委員会、外部との意見交換会等を開催した。

3. 委員会の活動概要

3.1 本年度の活動方針

本年度は、中国および韓国に関するテーマを中心に調査・研究を行い、台湾についてはアジア戦略プロジェクトと連携してパブリックコメント提出等を行った。

3.2 各WGの活動

(1) 第1小委員会の活動：

テーマA：専利審査指南改正（2017年施行）の影響の調査研究（5名）

中国では、2017専利審査指南改正において、コンピュータプログラムに係る発明（プログラム媒体クレーム）やビジネスモデルクレームを保護することが明確化された。本テーマでは、改正後約2年経過した現在の状況を確認するため、中国代理人へのヒアリングを行い、また、当小委員会メンバーが独自に作成したプログラムを用いて抽出した案件の分析を行い、考察を行った。分析では、これらの発明の件数が増加していることや、OA応答時にカテゴリー変更

（例：方法→プログラム媒体）が可能な場合があることが確認でき、また、一部の企業（特に米国企業）が施行前から改正を見越した対応を行っていることが推測される結果となった。2019年8月に知財管理誌へ投稿予定である。

テーマB：日中PPHの現状と2国間における審査実態の違いに関する考察（7名）

日中特許庁は、2011年11月1日より特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを施行し、2018年末においては、両国間で約13,000件のPPH申請が行われている。本テーマでは、PPH申請件数が多い日本を先行庁・中国を後続庁とする案件の現状を確認するため、中国代理人へのヒアリングを行い、また、日本を先行庁としたPPH案件における中国の1st OAの内容について経年変化やその内容を確認すると共に、厳しいとされる中国における補正制限の動向も確認した。2019年9月に知財管理誌へ投稿予定である。

(2) 第2小委員会の活動：

テーマ：「中国における無効審判の実態調査」（13名）

これまで知財管理Vol.60 No.11 2010「中国における無効審判の実態に関する研究」において、日本企業による中国の無効審判の活用状況について調査がされている。当該論説における日本企業に対するアンケート結果では、中国における無効審判を経験した企業はまだ少なく、請求人・被請求人を合わせても66社中13社（約20%）に留まっていた。しかし、近年の中国における専利権侵害訴訟の件数増加は凄まじく、今後多くの日本企業が専利権侵害訴訟に起因して発生する無効審判に対応していく必要があると考えられる。そこで本稿では2010年以降において、日本企業が請求人・被請求人として関わっている無効審判の審決分析、及び日本企業に対する無効審判の取り組み状況についてアンケートを実施し、近年の中国における無効審判の実態と留意事項について論説を作成した。2019年6月に知財管理誌へ投稿予定である。

(3) 第3小委員会の活動：

テーマ1：5Gに関する中国の特許戦略（4名）

近年、世界中でモノのインターネット（以下IoT「Internet of Things」）を活用したビジネスが注目を集めているが、今後の無線通信を利用したIoTについて、次世代の通信規格である5G（第5世代移動通信）の普及が鍵を握っている。

5Gの規格が決まりつつある中、HuaweiやZTEなどの中国の巨大通信企業は、標準必須特許をはじめとして、5Gに関して既に強力なポートフォリオを構築している。ただ、ユースケースに関する出願は、増え始めたばかりなので、日本企業も対抗して行く余地がある。

また、中国の5G仕様は、最初からSA（Stand Alone）を採用するため、SA特有の「同時多接続」「低遅延」を生かしたユースケース（スマートモビリティ、スマートファクトリー等）も先行実施される可能性が高い。従って、日本企業は、こうしたユースケースについて、特に重視して行く必要があると考える。2018年10月に知財管理誌へ投稿予定である。

テーマ2：外国企業の中国における知財戦略（4名）

中国以外の外国企業が、中国でどのような知財戦略を採っているかは、日本企業にとっても興味がある。そこで、特に中国企業との訴訟が生じた外国企業にスポットを当て、出願動向の調査研究を行った。

それによれば、中国での訴訟に負けた一部外国企業は、現地リソースも活用して、実用新案を含む中国出願を急速に増加させたが、その後は減少傾向にあった。また、中国企業を相手に、中国ではなく、米国で訴訟した一部外国企業も、中国では出願が増加傾向にあった。

こうした出願の増減理由について、検討を行い、論説として纏めた。2019年11月に知財管理誌へ投稿予定である。

(4) 第4小委員会の活動：

テーマ：韓国の数値限定発明に関する裁判例研究（7名）

数値限定発明は権利取得の有力な手段の一つ

である。権利範囲は一見すると明確であっても、権利範囲への属否の判断の際には充足性が争点となる事例が多い。日本の訴訟では、数値限定発明での特許権者の勝訴率が低いことが知られている。そこで韓国の数値限定発明における権利範囲の充足性を争点とした裁判例を調査・分析し、日本企業が留意すべき事項を検討した。

現地代理人へヒアリングを行い、数値限定の多義性や充足性が争点となった裁判例を8件抽出した。

結果、今回収集した韓国裁判例の範囲では、数値限定発明の数値範囲の解釈について、日本と類似する判断もあった。例えば測定条件の記載が無いか又は測定結果が一義的に導かれない場合の特許の有効性判断については類似していると考えられる。一方で、均等論の適用や製造誤差の考慮については、日本では数値範囲に属しないと判断されるケースでも韓国では数値範囲に属するとした異なる裁判例が確認された。

以上を論説として纏め、2019年7月に知財管理誌へ投稿予定である。

3.3 その他

(1) 意見発信

中韓台の特許法関連法令改正に関し検討し、アジア戦略プロジェクト経由で以下の意見発信を行った。アジア戦略プロジェクトには委員を派遣した（1名）

・中国「中国専利法改正草案 JIPA意見」

(2) 外部との交流

・2017年7月23日に雲南省知識産権局との意見交換に委員を1名参加させ、雲南省の知的財産制度、実務に関する質問を行い、意見交換を実施。

・2018年度（全3回）日本国際知的財産保護協会の「海外庁における特許審査ハイウェイの実効性に関する調査研究に委員1名がオブザーバとして参加した。

・上記以外に、各小委員会にてテーマに合わせて適宜特許事務所等と意見交換を実施した。

(3) JIPA研修

・2017年8月に発行された別冊資料第481号「中

国における特許権取得上の留意点（改訂第4版）」を教材とした臨時研修R11の企画を行った。

9. 国際第4委員会

1. 委員会の構成及び運営

本年度の委員会活動は、委員長、副委員長4名、及び委員10名の計15名で活動を行った。

2. 委員会の運営

2つの小委員会を編成し、原則として、毎月、定例会議を開催し、全体会議と小委員会活動を行った。各小委員会は担当の副委員長を小委員長として、上記の定例会議の他に臨時の小委員会を開催しつつ、各小委員会担当のテーマの検討を行った。

また、政策プロジェクトの中でJIPAシンポジウムプロジェクトへの対応も行っており、委員会の枠を越えて活動を行った。

3. 委員会の活動概要

3. 1 本年度の活動方針

本年度は担当地域の中から、インド、及び、ASEAN諸国に関するテーマを中心に調査・検討を行った。

3. 2 各小委員会の活動

(1) 第1小委員会

テーマ：特許権に係るASEAN5の知的財産当局施策に関する調査・研究（10名）

ASEAN5（インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム）に対する日本からの特許出願件数は、首位又はそれに次ぐ位置にある。しかしながら、知財の主要課題として、権利化の遅延、及び、権利行使の実効性確保の不十分性が認識されている。ASEAN知的財産権行動計画や各国知財施策が策定されているものの、情報取得や実態把握が困難であり、現地の知財施策を考慮した対策の検討が難しい状態にある。

そこで、当小委員会では、ASEAN知的財産権行動計画、ASEAN5各国知的財産当局（その上位機関を含む）の施策・計画及び実績等を調査すると共に、有識者へのヒアリングに基づ

き実態を把握することにより、現地当局より発信される情報と実態との乖離を検証し、特許の権利化及び権利行使に関する実務上の留意点をまとめた。本テーマについては2018年度の完了テーマとし、2019年4月に知財管理誌に論説を投稿予定である。

(2) 第2小委員会

テーマ：インド特許出願における拒絶理由の分析とその対応方法に関する調査・研究（4名）

インドでは、審査待ちの特許出願を減らすために、ここ数年で審査官が大幅に増員された。その結果、インドに出願された特許出願の中間処理が急増している。しかしながら、分りづらい拒絶理由が少なくなり、その対応に苦慮する状況が見受けられる。

そこで、当小委員会では、2018年4月までに登録になった日本企業が出願人である電気分野の特許出願120件を対象として、最初の審査報告書（拒絶理由通知に相当）で指摘された拒絶理由と出願人の応答内容を調査・分析し、実務上の留意点をまとめた。本テーマについては2018年度の完了テーマとし、2019年4月に知財管理誌に論説を投稿した。

3. 3 意見発信

当委員会では、担当範囲の知的財産制度改善に向けて、担当範囲内の国に対し、意見発信を行った。具体的には、アジア戦略プロジェクトと連携し、適時意見発信を行った。

また、特許庁国際協力課と会合を持ち、情報交換を行った。さらに、経済産業省通商機構部、模倣品対策室、知財政策室、特許庁国際政策課と会合を持ち、意見交換を行った。インド特許意匠商標総局（CGPDTM）ムンバイ支局長のJETRO来訪時には委員を派遣し、情報交換を行った。加えて、特許庁委託事業「特許審査マネジメントコース」に委員を派遣し、ASEAN・インド特許審査官との間で情報交換を行った。

3. 4 講師派遣等

当委員会では、担当地域の専門家として、講師、専門家の派遣を行った。具体的には、AIPPIによる「海外庁における特許審査ハイウ

エイの実効性に関する調査研究」及び「ASEAN 各国の知財政策及びIP5等からの知財協力の現状に関する調査研究」（いずれも平成30年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業）に対し各1名を派遣した。

また、T3研修（企業若手知的財産要員育成研修）に講師を1名派遣した。

10. 医薬・バイオテクノロジー委員会

1. 構成及び運営

2018年度の医薬バイオテクノロジー委員会は、委員長1名、委員長代理1名、副委員長5名、第1小委員7名、第2小委員7名、及び第3小委員2名（委員長、委員長代理を2重でカウント）の計21名で構成した。

正副委員長会議及び第1から第3小委員会までの各小委員会は原則毎月定期開催し、年6回（4月、7月、10月、12月、2月、3月）の全体委員会も開いた。

2. 活動の概要

(1) 前年度の繰越

前年度の繰越として、下記論文を知財管理誌に投稿・掲載した。

- ①「新興国および先進国における医薬品の強制実施権の比較」知財管理2018年9月号掲載。
- ②「医薬・医療分野のAIに関する技術・知的財産研究」知財管理2018年10月号掲載。
- ③「試験研究の例外規定とBolar免責の解釈」知財管理2018年11月号掲載。
- ④「バイオ医薬品分野におけるバイオシミラー等をふまえた特許戦略研究」知財管理2019年1月号掲載。

(2) 特許庁等との意見交換会

- ①特許庁国際政策課との第28回WIPO-SCPに関する意見交換会（6月25日）。
- ②特許庁国際政策課との第29回WIPO-SCPに関する意見交換会（11月22日）。
- ③審査基準室との意見交換会（2月18日）：IoMT関連発明の審査についての課題、並びに、CAR-T細胞療法関連発明の審査の

課題について意見交換を行った。

(3) 意見要望書等の提出等

- ①第28回および第29回WIPO-SCP（スイス、ジュネーブ）にてAccess to Medicine（ATM）に関する日本製薬企業の取り組み事例を中心とするstatementを発表。
- ②知的財産推進計画に対する意見（他委員会と共同）

(4) 外部団体との意見交換会

- ①日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会との意見交換会を開催。当委員会から「特許から考える未来のライフサイエンス産業（第4次産業革命を経て）」及び「新世代医薬の特許動向の研究（核酸医薬、遺伝子治療等）」について説明し、その後、意見交換した（11月9日）。

(5) 委員派遣等

- ①H30年度審判実務者研究会に曾部氏（大塚製薬）を派遣。
- ②第28回WIPO-SCPへ寺内委員長をオブザーバー派遣（スイス、ジュネーブ：7月9～7月12日）。知財管理2019年2号掲載。
- ③第29回WIPO-SCPへ里山第三小委員長をオブザーバー派遣（スイス、ジュネーブ：12月3～12月6日）。知財管理投稿予定。
- ④2018年度JIPAシンポジウムに臼田委員を派遣。

(6) 東西部会発表

- ①「バイオ医薬品分野におけるバイオシミラー等をふまえた特許戦略研究」について、7月度東西部会にて発表。
- ②「医薬・医療分野のAIに関する技術・知的財産研究」について、10月度東西部会にて発表。
- ③「新興国および先進国における医薬品の強制実施権の比較」について、12月度東西部会にて発表。

(7) 委員会活動

【第1小委員会】

「特許から考える未来のライフサイエンス産業（第4次産業革命を経て）」

ヘルスケア産業における未来像を産業ビジョンとビジネスモデルの観点で検討し、今後発展していくであろうデジタル技術を取り入れた次世代技術に関する開発動向、特にヘルスケア分野におけるIoT技術の特許出願分析を行った。

また、近年のセンシング技術の進展により、一般人が装着する機器を通じて生体情報を取得し、その情報を新たな医療提供に役立てるといった技術の研究開発が活発になっている。これらの機器は、医療従業者が使用することを想定するものではなく、一般人の通常の生活の中で使用されるものである、という点でこれまでの医療機器とは異なる。このような発明が、現在の審査基準では治療行為に該当し得る(穿刺(せんし)を伴うものと考え得るため)という課題があるため、この点について、特許庁審査基準室との意見交換会でも議論した。

知財管理に2019年夏投稿予定。

【第2小委員会】

「新世代医薬の特許動向の研究(核酸医薬、遺伝子治療等)」

2017年に世界で初めて米国FDAがCAR-T細胞療法を承認し、現在も欧州、中国、日本などで臨床試験が進められている。本研究では、先行してCAR-T細胞療法に関する事業を行うキープレイヤーを中心として技術・事業の概要を整理すると共に、基本特許・関連特許を調査して特許出願動向を調査した。

本テーマに関しても、特許庁審査基準室や日本弁理士会・ライフサイエンス委員会との意見交換会で情報をシェアして、課題を議論した。

知財管理に2019年夏投稿予定。

【第3小委員会】

「ライフサイエンス分野における的確な保護を求めるためのグローバルな意見提言発信」

第28回および第29回のWIPO-SCP(スイス、ジュネーブ)へ参加のため、特許庁と事前の打ち合わせを行い、Access to Medicineに関する日本製薬企業の取り組み事例を中心とする製薬協と連名してstatementを発表した。会議の内容については、第28回参加報告として知財管理

2019年2月号に掲載済み。第29回参加報告についても知財管理に投稿予定。その他、パブリックコメントへの対応等も実施した。

【ポスターセッション】

第18回JIPA知財シンポジウムにおいてポスターセッションに参加した。

11. ソフトウェア委員会

1. 構成及び運営

本年度の構成は、委員長1名、副委員長7名を含め35名であった。2つの小委員会を設け、各小委員会にWGを設ける体制とし、活動を行った。8月を除き毎月1回計11回の全体委員会、小委員会、正副委員会を開催した。また、各WGは活動の進捗に応じて、臨時会合を開催し、積極的な活動を行った。

2. 各小委員会の活動概要

2.1 第1小委員会

第1小委員会は、「日・米を中心とした各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明の特許保護の現状に関する調査研究」を共通テーマとし、2つのWGを設け、以下の内容で活動を行った。

(1) 第1小委員会第1WG

テーマ:「ソフトウェア関連発明に関する特許制度・判例に関する調査・研究」

米国のソフトウェア関連発明の特許適格性を中心に、最新判例の調査・研究を行った。重要判例につき、レポートを委員会内部に向けて共有した。また、他の委員会と連携して審査基準の明確化に向けた意見提出を行った。

① 35 U.S.C.101 に関する最新判例(Core wireless, Berkheimer, Data Engine, Ancora, 等)を随時調査、分析し、レポートを委員会内に共有した。

② USPTO長官宛「Memorandum - Revising 101 Eligibility Procedure in view of Berkheimer v. HP, Inc.」に対して意見提出を行った。(国際第1委員会と連携)

③ USPTO長官宛「2019 Revised Patent Subject Matter Eligibility Guidance」につい

て、JIPAコメント（国際第1委員会とりまとめ）への意見提出を行った。

(1) 第1小委員会第2WG

テーマ：「データが関連する発明の保護の現状に関する調査・研究」

「データ構造」や「AI関連技術」を中心に、データが関連するソフトウェア関連発明の現状の審査状況を調査、分析し、保護範囲とその適切な記載方法の明確化を検討した。

①審査ハンドブックへの事例追加前後での審査状況（許可／拒絶等）の比較・分析作業を行った。

②JPAAソフトウェア部会やその他専門家へのヒアリング、意見交換会を実施し、課題の共有と議論を行った。

2.2 第2小委員会

第2小委員会は、「IoT・AI・ビッグデータを背景にしたビジネスの動向とソフトウェア知財の諸問題に関する調査・研究」を共通テーマとし、3つのWGを設け、以下の内容で活動を行った。

(1) 第2小委員会第1WG

テーマ：「データ活用型ビジネス実施時の知財戦略に関する調査研究」

AI, IoT, ブロックチェーン（BC）等のデータ活用型の技術を用いたビジネスを実施する際に、取得すべき特許の類型や、契約上の留意点について調査・研究を行った。

①AIを用いたシステム構築時にユーザ企業が取得すべき特許の類型をまとめると共に、システム導入レベルに応じた各プレイヤーの責任の大きさ・成果分配と契約時の留意点について明確化を図った。

②BCの技術的な仕組み、データ管理への適用事例、日米中の出願動向（出願人／分野）に関して調査し、整理した。

論説「人工知能（AI）・ブロックチェーン（BC）を適用したビジネスの知財戦略に関する調査・研究」を知財管理誌に投稿した（2019年4月）。

(2) 第2小委員会第2WG

テーマ：「協調と共創の領域における知財権の

活用に関する調査・研究」

企業が協調・共創する領域に焦点をあて、どのように特許権を含む知財権が活用されているか、事例の整理やIPランドスケープの手法を用いた仮想事例検討を中心に、調査、研究を行った。

①「共創」シーンにおける特許活用の態様として、オープンソース、オープンイノベーション、特許防衛等のアライアンス、GAFAM等のプラットフォーム提供者等の事例を調査、整理した。

②アライアンス先の候補探索にIPランドスケープ分析が利用されている最近の状況から、その手法、主に、ビジネスにおけるフレームワーク分析方法（PEST, SWOT等）や情報源の収集方法を調査、整理した。

③仮想事例（とある企業が新規市場参入することを想定）を設定して実際に分析を行い、アライアンス先の候補を選定するプランを検討した。

論説「ソフトウェア・IoT関連業界におけるIPランドスケープの活用方法の調査・研究」を知財管理誌に投稿した（2019年4月）。

(3) 第2小委員会第3WG

テーマ：「ソフトウェア特許の活用事例に関する調査・研究」

ハードウェアや機械等の分野に比べて実施を突き止めにくく回避の選択肢も多いソフトウェア特許の性質に鑑み、差止請求に代表される排他的な特許活用以外の活用について調査・研究をした。

①ICT企業を中心にソフトウェア特許の活用事例を広く網羅的に調査し、想定される活用のパターンを分類した。

②活用の対象を広義の活用（アピールやエコシステム等を含む）と定義し、ソフトウェア特許をアプリ（競争領域）および基盤（共創領域）にレイヤ分けを行い、各事例を紹介（FiNC, Google, LOT, Avanci等）、全体の考察を行った。

論説「ソフトウェア特許の活用事例に関する

調査・研究（仮）」を知財管理誌に投稿予定。

3. その他の活動状況

3. 1 委員派遣

(1) AIPPIコンピュータソフトウェア特許研究会
2010年度から継続してAIPPIソフトウェア特許研究会に委員派遣をしている。研究会の課題は、欧米を中心としてソフトウェア関連発明に関する審査基準、判例等の研究が中心であり、課題毎に派遣委員を募集する形態としている。2018年度は全9回が開催され、各会に2、3名の委員を派遣した。全体委員会にて派遣委員による報告により情報共有を行った。

(2) 特許庁主催 フィリピン「フォローアップセミナー」講師派遣

日時：2018年11月13日～14日

場所：フィリピン（マニラ）

日本国特許庁が主催する、日本での研修を修了したフィリピンの知財関係者に対するフォローアップを目的としたセミナーに小委員長（楽天藤本氏）を講師派遣した。セミナーテーマは「情報通信技術（ICT）及びコンピュータ関連技術と知的財産権」であり、「日本におけるICT及びコンピュータ関連技術の最新の動向」について講演を行った。

(3) 平成29年度審査応用能力研修2

特許庁審査官向けの研修の「討論2」へ委員長および副委員長の所属企業より2名を派遣した。企業側の参加者として特許庁審査官と討論を行った。

(4) JIPAシンポジウム

JIPAシンポジウム実行委員会に委員1名を派遣した。また、ポスターセッションに参加し、各WGの活動紹介を行った。

3. 2 意見書提出・外部連携

(1) 「Memorandum-Revising 101 Eligibility Procedure in view of Berkheimer v. HP, Inc.」に対して意見書を提出した。

(2) 「意匠制度の見直しの検討課題に対する提案募集」に対する意見書の提出に関し、画像デザインに関する保護の見直し案についてソフトウェア委員会内で意見を募集、意

匠委員会や著作権委員会と連携して検討を行った。

(3) 「AI関連発明の審査課題に対する提案募集について」に対する意見書の提出に関し、ソフトウェア委員会内で意見を募集、特許第1委員会と連携して検討を行った。

(4) 特許庁の審査基準室、品質管理室との意見交換会（特許第1委員会主催）に参加した。

12. 著作権委員会

I. 委員会の構成および運営

本年度は委員長1名、副委員長6名、委員23名、合計30名の構成であった（前年度比2名増）。

8月を除き、毎月1回、合計11回の定例委員会を開催した。定例委員会は、原則として、JIPA会議室で開催し、委員会全体での活動のほか、イノベーション&コンテンツチームおよびリーガルナレッジマネジメントチームの合計2つのチームを組織し、チーム別に活動を行った。また、各チームの活動スケジュールに合わせて、定例委員会とは別に、自主的なチーム活動を適宜行った。

2018年10月の定例委員会は、三重県伊勢市で合宿委員会を開催した。また、2019年1月の定例委員会は、山梨県甲府市での遠地開催とした。いずれも、原稿執筆や資料作成の締め切りを間近に控えていたので、チーム活動を集中的に行い、高い成果を得た。

II. 委員会の活動

1. 著作権政策・立法動向等の把握、分析

(1) 著作権関連動向報告およびトピック紹介

著作権に関する政策・立法動向等をタイムリーかつ背景事情まで踏まえて把握することを目的として、知的財産戦略本部、文化庁文化審議会著作権分科会各小委員会等の各政府審議会を傍聴し、議論の内容およびその経緯等を調査・分析したうえで、全体委員会で報告して、委員会での情報共有および意見交換を行った。

また、国内外の最新の著作権やコンテンツビジネスにかかわるトピックを各月の担当委員が詳細に解説し、意見交換を行うことで、委員会

内での理解の深度化を図った。

(2) 国内の各種パブリックコメントへの対応

国内の著作権法制度等に関する以下のパブリックコメント募集等に対応した。

- ①2018年5月に、経済産業省が策定する「電子商取引及び情報取引等に関する準則」改訂案について、次世代コンテンツ政策プロジェクトと連携して、検討を行った。
- ②2018年9月に、画像デザインの保護等を内容とする意匠制度改正について、意匠委員会、建設部会、次世代コンテンツ政策プロジェクトおよびソフトウェア委員会と連携して、検討を行った。
- ③2018年12月に、文化庁の実施する著作権法施行令及び著作権法施行規則の一部改正案に対するパブコメ募集について、次世代コンテンツ政策プロジェクトと連携して、検討を行った。
- ④2019年1月に、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会が策定する「中間まとめ(案)」について、次世代コンテンツ政策プロジェクトと連携して、意見書を提出した。
- ⑤2019年2月に、知的財産戦略本部が策定する「知的財産推進計画2019」の策定に向けて、模倣品・海賊版対策、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応したコンテンツ利活用システムの構築、デジタルアーカイブ社会の実現の各論点について、次世代コンテンツ政策プロジェクトと連携して、意見を提出した。

2. チーム別活動

昨年度に引き続き、イノベーション&コンテンツチーム(昨年度の「イノベーションチーム」および「コンテンツチーム」が合併)、リーガルナレッジマネジメントチームの合計2つのチームを組織した。各委員には希望のチームに所属してもらい、年間を通じてチーム別活動を行った。各チームの活動概要および活動成果は以下のとおりである。

(1) イノベーション&コンテンツチーム

- デジタル化時代における新たな著作権法問題(AIビジネス、デジタルコンテンツの創作、

流通等)に関する調査・研究として、以下の活動を行った。

- ①2019年1月1日に施行された改正著作権法について、柔軟な権利制限規定の整備を中心に、法改正の内容や実務への影響について調査・研究し、当該調査・研究結果を論説にまとめ、『知財管理』2019年1月号および2月号に掲載した。

2019年1月号の論説では、平成30年著作権法改正における、柔軟な権利制限規定の背景、文化審議会における検討過程、改正内容、当該規定がカバーする具体的な事例等の分析結果を掲載した。また、教育の情報化に対応した権利制限規定、障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定、アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の概要も解説している。

2019年2月号の論説では、米国フェアユース規定の適否で判断が分かれたGoogle Books事件、TVEyes事件を分析し、日本の改正著作権法における柔軟な権利制限規定にあてはめて論点整理等を行った。また、ディープラーニングの仮想事例をもとに、改正著作権法の実務への影響を分析した。

- ②上記①の『知財管理』への論説掲載に先立ち、米国におけるフェアユース規定の考え方や判例への理解を深めるため、2018年6月に石新智規弁護士をお招きしてTVEyes事件について、2018年7月に奥邨弘司教授(慶應義塾大学法務研究科)をお招きしてGoogle Books事件について、それぞれの事件の特徴や、当該特徴から導かれる判決の分岐点等についてご講義いただいた。
- ③その他の調査・研究として、TPP11に基づく著作権法改正、欧州Digital Single MarketにおけるEU著作権指令、中国における著作権侵害に対する実務のあり方等を研究し、意見交換を行った。

(2) リーガルナレッジマネジメントチーム

- 企業内著作権教育で使える(=ビジネスで役立つ)「著作権にまつわるトラブル事例」の

資料化およびJIPA研修コース（臨時研修会含む）への新規講義課目追加

本年度は、「各社の著作権関連の教育・研修活動に関する情報や、著作権教育で使える事例・判例等を収集し、分析・検討した結果を実務に役立つ資料としてまとめる」というテーマで活動を行った。具体的には、昨年度から検討していた課題である、営業担当者向けの著作権「資料集」を作成・発行すること、およびJIPA研修コース（臨時研修会含む）における「著作権教育研修」を実施することを目標に掲げて取り組んだ。

「資料集」については、JIPA会員企業が、自社で著作権教育を行う際に、法務・知財担当者だけではなく、広告宣伝担当者・営業担当者等の業務上で著作物を取り扱う機会がある方もターゲットとして含めることができ、かつ各企業内で手軽に著作権教育を実施できるようなテキストとなることを主眼において作成した。

また、資料の構成は、著作権理解のベースとなる基礎知識をふまえたうえで、日常業務で著作物とかわる場面を具体事例（ケーススタディ）として挙げながら、Q&A方式で注意点や考え方について学ぶ流れとなっており、ことケーススタディにおいては、企画段階において、当チームのメンバー各社における「よくある著作権トラブル事例」の傾向を洗い出し、特に重要な論点を選び抜いて議論・編集を行う等、最近のビジネスシーンで役立つものとなるように留意した。

本資料集については、「ケーススタディで学ぶ著作権」と題して、2018年10月に会員企業向けに発行・提供した。また、同資料をテキストとして用いたJIPA研修（臨時研修会）を実施し、全2回の講義を行った。（関東1回、関西1回、各回3時間。）

3. 他委員会等との連携

(1) ソフトウェア委員会との連携

ソフトウェア委員会との合同正副委員長会を2018年6月に、拡大合同正副委員長会を2018年11月に、それぞれ開催した。

合同正副委員長会では、両委員会の正副委員長をメンバーとして、今年度の運営体制と全体概要等について共有を行うとともに、今後の連携方法等について意見交換を行った。

拡大合同正副委員長会では、両委員会の現役正副委員長が、OBに対し、今年度の運営体制と全体概要等について共有を行うとともに、丸橋透教授（明治大学法学部）をお招きして、「（サイト）ブロッキングについて」という演題でご講演をいただき、意見交換を行った。

(2) 建設部会との連携

2019年1月に、建設部会と、AI・IoT・ICT等の技術と建設技術の融合、改正著作権法上の留意点等について、意見交換会を開催した。

4. JIPAの活動への対応

- (1) JIPA研修Aコース内の講座「著作権法」に講師を派遣し、各回3時間の講義を行った（関東2回、関西2回、東海1回、合計5回）。
- (2) JIPAシンポジウム実行委員会に委員1名を派遣した。また、2019年2月14日に開催された第18回JIPA知財シンポジウムのポスターセッションに出展し、2018年度の著作権委員会の活動概要等について説明するポスターを展示するとともに、参加者と意見交換・質疑応答を行った。

13. マネジメント第1委員会

1. 委員会の構成と運営

マネジメント第1委員会は委員総勢32名で組織し、委員長を除いた31名で4つの小委員会を構成し、調査研究を行った。各小委員会は原則として1カ月に1回の小委員会を開催して各研究テーマの調査・研究を行い、1ヶ月に1回開催する正副委員長会議で、委員会活動の方向性の調整と確認を行った。10月には、マネジメント第2委員会と合同で中間の全体会合を開催し、各小委員会から研究テーマの検討状況を発表、パネル展示を実施し、マネジメント委員会全員で各テーマ活動内容の共有を行った。また、3月には、マネジメント第2委員会と合同でまとめの全体会合を開催し、1年間の研究成果を

報告し、委員会全体で共有した。

第1小委員会は、今長谷小委員長および井上小委員長補佐と6名の委員で「海外拠点における現地創出事業の知財マネジメント」をテーマとして調査・研究を行った。まず、海外拠点、事業創出、各々の視点から知財マネジメントの要点をレビューすることから始め、IT技術の進歩などを背景に革新的なビジネス形態が世界各地で発生する状況において、それらを企業価値増大のために取り込むための知財マネジメントという観点で提言を行うべく1年間活動を行った。

第2小委員会は、江坂小委員長および後藤田小委員長補佐と6名の委員で「特許の射程距離に関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。産業構造の多様化、変遷に伴い1製品に係る特許数が増加傾向にあり、業界によっては1特許あたりのコストが利益を上回る損益分岐点(特許の射程距離)に達する状況にある。本テーマでは、まず特許の射程距離という考え方について検証を行い、射程距離を伸ばすために必要なマネジメント手法を検討・提言することを目的に1年間活動を行った。

第3小委員会は、牛久保小委員長および佐藤小委員長補佐と7名の委員で「知財部門における多様な人材のマネジメントに関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。働き方改革の流れの中で供給される多様な人材を、拡かつ複雑化する今日の知財業務において活用するにあたって、それぞれの人材の強みを活かして組織力を強化するための具体的なマネジメントの方策を提言することを目的に1年間活動を行った。

第4小委員会は、前川小委員長および深津小委員長補佐と4名の委員で「パブコメ等の有効活用を意図した社外への情報・意見発信に関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。本テーマでは、パブコメの実態について調査・分析を行うとともに、行政機関などパブコメ募集側および業界団体・個社などパブコメ提出側へのヒアリングを通じて、知財政策策定プロセ

スにおけるパブコメをはじめとする様々な意見発信のあり方について検討・提言することを目的に1年間活動を行った。

2. 各小委員会のテーマ概要と活動内容

2.1 第1小委員会

(1) テーマ名 「海外拠点における現地創出事業の知財マネジメント」

(2) テーマの背景

企業の海外拠点では、親元国の事業に紐づかない現地独自の事業が創出されることが増えている。かかる事業においては、現地顧客ニーズおよび現地拠点の有するシーズやリソースを踏まえて、速やかな事業化対応が重要である。その際、親元国本社が関与する機会が少なくなる場合や、親元国事業に紐づかないために親元国側の責任部門が不明確となる場合が想定される。このような現地事業に関して、知財創出や知財リスク対応を如何に適切にマネジメントしていくかは喫緊の課題である。本テーマでは、現地の事業形態や現地との役割分担などに着目し、知財マネジメントのあるべき姿を検討した。

(3) 活動内容

4月～6月は企業のグローバルネットワーク形態と現地事業創出事例の調査、7月は海外拠点または事業創出時、各々に対する知財マネジメントに関する文献調査を行った上で、8月には知財マネジメント観点で着目すべき海外拠点における事業創出事例の探索を行った。9月～10月は当該事例の類型化と知財マネジメント対応の関係検討、11月～12月は当該知財マネジメント対応について企業価値増大の観点から要点抽出を行い、1月～2月には上記を検証するためのヒアリングを実施した。3月はヒアリング結果、提言内容をまとめて論説の執筆を行った。

(4) 活動報告

まず小委員会内でのヒアリングによって、企業のグローバルネットワーク形態を踏まえた、海外事業創出に係る知財マネジメント対応の課題の洗い出しを試みたところ、

- ①海外拠点の生立ち(自前で新設直後、M&Aで獲得直後、左記いずれかを起点に

軌道に乗った後) および現に果たしている機能とにより、知財マネジメント上の特徴の差異や共通点を整理

- ②知財マネジメントの課題が、海外拠点に因るものか、事業創出に因るものかを踏まえつつ整理することが有効な研究アプローチであると判断した。

次にマネジメント観点で着目すべき事例(海外拠点での事業創出経験)を持つ企業をIR情報など公開情報から抽出した。類型を踏まえて選定した複数企業について、海外事業創出を想定した仮想モデル化を行い、上記①②の視点から当該企業の知財部門の立場で課題設定と対応策を検討した。

上記を検証するため、選定された会員企業5社にヒアリングを行った結果、以下の点が示唆された。

- ①人材の配置が非常に重要であり、費用対効果は十分に踏まえた上で、知財部門が常日頃から事業の状況を理解・把握し、配慮を行うことが理想
- ②配置される人材については、知財スキル一辺倒ではなく柔軟な考え方が必要で、ローテーションや兼務のような動的な考え方を採ることで、急場対応と体制整備とを調和させることが可能
- ③これら対応により、グループ内での事業情報流通や知財情報流通の仕組み作りに資するとともに、各国拠点視点とグループ全体視点の間のバランス調整やその仕組み作りにも資する。

海外拠点における現地創出事業の知財マネジメントについて、あらゆる事態に共通して有効な全能的な現実的手法、あるいは類型別に有効な現実的手法、いわゆる「特効薬」的な解決策の提案は困難であるが、遭遇頻度の高い典型的な局面における判断に資する考え方を明らかにした。

2. 2 第2小委員会

- (1) テーマ名 「特許の射程に関する研究」
- (2) テーマの背景

製品の高機能化、多機能化、高集積化が進み、1製品に係わる特許数が著しく増加している環境下、特許がコストに見合った価値を企業にもたらしているかという疑念が生じている。知財部門の活動を適切に推進するためには、特許のコストと価値を再確認し、特許の射程距離(特許の価値/コスト)を延ばすための活動、マネジメントが必要であると考え、以下の3つの視点から研究を行うこととした。

- ①特許の射程距離という考え方を検証する。
既存の価値評価手法を踏まえ、知財活動を推進する者が納得感を得やすい価値算出の姿を探る。
- ②ビジネスのライフサイクルや業種等を考慮し、特許が価値を出すシチュエーションや、価値と特許活動との因果関係を明らかにする。
- ③上記結果および将来的な産業構造変化による影響も踏まえ、マネジメントのあり方を提案する。

(3) 活動内容

4月～7月はテーマと研究の方向性に対する意識合わせおよび既存の価値評価手法の検証を行い、続いて8月～10月には特許の価値を延ばすためのマネジメント手法の検討を行った。11月～12月には上記の検討結果を深掘するためにアンケートを行い、その結果に基づいて選定した先行企業にヒアリングを実施した。1月～3月には新しい価値評価手法の検討、適切なマネジメントのあり方の提案を行うとともに、その第四次産業革命後への適用の可能性についても考察し、提言としてまとめた。

(4) 活動報告

まず特許の射程距離というテーマについて意識合わせを行った。当初は様々であった委員の解釈を「特許の価値をコストで割った値」と統一した。既存の価値評価手法の検証では、各種の手法について具体的内容の理解と知財活動推進者の納得性の観点から見た課題を整理し、インカムアプローチの一態様である「ロイヤルティ免除法」をベースにするのが適当であるとの

共通理解を得た。

価値を延ばすためのマネジメントの検討では、権利活用に関し既に多くの知識が集積されているものの効果的な活用タイミングについては意識が十分でないとの認識から、活用タイミングに視点を絞って検討した。活用事例を市場と自社製品の2軸のライフサイクルの関係で整理することで、各ステージにおいて適した活用の姿が見えることを確認し、Dual Life-cycle Scheme (DLS) と称するツール化を進めた。

アンケートおよび先行企業へのヒアリングを通じて、価値評価に知財活動を結びつけること、価値評価を価値増大策に結びつけることといった研究の方向性について検証するとともに、関連する新たな知見を得た。価値評価手法を深掘し、ロイヤルティ免除法をベースに知財活動による貢献種別毎に追加補正する新しい価値評価手法を考案し、「貢献分別法」と称した。また特許の価値を延ばすマネジメント手法として、貢献分別法に基づく知財価値のKGI/KPI化とDLS利用を提案するとともに、第四次産業革命後を想定した業界の姿を考察し、将来にも適用可能であることを確認した。

2.3 第3小委員会

(1) テーマ名 「知財部門における多様な人材のマネジメントに関する研究」

(2) テーマの背景

企業における知財部門は近年、知財戦略の実践による直接的な事業貢献を求められるようになるとともに、AIやデータ等といった知財の対象範囲の拡大とも相まって、取り扱う業務が拡大かつ複雑化している。これに伴い、知財人材に求められるスキル範囲も大きく広がっている。一方、「働き方改革」が推進される中、定年再雇用・テレワーク・時短といった多様な働き方をする人材が増加しており、これまでとは異なる就業形態・スキル・マインドセットを有する人材を活用していかなければならない。本テーマでは、知財人材に必要とされるスキルが拡大する中、雇用環境変化によって供給されるようになった多様な人材を適切に活用していくた

めに如何なるマネジメントの姿が求められるかとの視点で検討を行った。

(3) 活動内容

4月～5月は関連文献の調査、本テーマに関する取り組み方針の設定、小委員会内でのヒアリングを行った。ここで確認された具体的な問題意識を基に6月～9月には課題整理、仮説の構築、課題解決のための方法論の検討を行った。10月～12月にはアンケートにより各社の課題認識を確認するとともに、結果から多様な人材の活用に取り組んでいる先進企業を抽出した。12月～2月には当該先進企業を対象に仮説および方法論の有効性検証を目的にヒアリングを実施し、その分析結果に基づいて課題に対する提言を検討した。この間、1月からはテーマ背景・課題設定・仮説構築・方法論について論説の執筆を開始し、3月にかけてヒアリング結果・提言内容を含め1年間の研究成果として論説にまとめた。

(4) 活動報告

特に知財戦略の策定および実践に関わる業務においては、これまでより幅広いスキルを有する人材が求められているものの、必要なスキルを全て満たす人材の供給は到底期待できないとの認識の下、

①人材流動化・高齢化による人材育成の困難化

②適性に欠ける業務・希望しない業務を担当することによるモチベーション低下

を主要課題として位置づけた。これらに対する対策の方向性として、

①各人のスキルに応じた業務の分解・組み換え

②各人の適性に応じて範囲を絞った短期育成

③各人の志向・嗜好に応じたモチベーションの維持・向上

が有効であるとの仮説を立て、アンケートおよびヒアリングを通じて検証を行った。アンケートはマネジメント第1・第2委員会所属企業46社から回答をいただき、その分析結果から先進的と判断した企業6社に対してヒアリングを実

施した。ヒアリングの結果得られた新たな気づきや知見に基づき仮説を修正し、

- ①個人の特性に応じた弾力的な業務設計と育成を行う。
- ②意図的な多様な人材の衝突から新しい仕事のプロセスを生み出す。
- ③人材を他部門で育成してもらうと共に、育成した人材を他部門にも供給する。
- ④再雇用人材にこそ新しい仕事を割り当てる。

との提言を行うべきとの結論に至った。

2. 4 第4小委員会

(1) テーマ名「パブコメ等の有効活用を意図した社外への情報・意見発信に関する研究」

(2) テーマの背景

第四次産業革命をはじめとするビジネス環境の変化に伴い、知財政策や制度にも大きな変革が求められており、政府・行政機関からのパブコメ募集の機会が増えている。また知財政策・制度の方向づけを行う産業構造審議会（以下、産構審）等に個社・業界団体（JIPA等）から委員を派遣し、情報・意見発信することも行われている。本テーマでは、これら情報・意見発信が知財政策・制度の検討に効果的に活用されるためには、どのような検討スキームや意見発信のあり方が望ましいかについて検討した。

(3) 活動内容

4月～6月はパブコメに関する基礎的な情報を調査・収集するとともに、知財に関するパブコメ事例の結果分析を行い、パブコメの有用性を検証した。7月～9月は行政機関へパブコメ提出経験のある知見者や産構審等の会議体への参加経験者にアンケートを実施し、パブコメの実態を調査した。10月～12月はパブコメ提出側（JIPAの代表者、個社）とパブコメ募集側（行政機関）にそれぞれヒアリングを実施し、パブコメを含めた意見発信の有益な活用方法についてまとめた。1～3月はヒアリング結果を基に会員企業、業界団体に向けた提言について検討・整理を行い、論説としてまとめた。

(4) 活動報告

行政機関のホームページに公示されているパブコメへの回答内容を分析したところ、産構審等の報告書に関するパブコメでは『同意』（提案に同意し今後検討）の回答が多い一方、審査基準等に関するパブコメでは『却下』（提案は案文には盛り込まずQAで懸念を払拭）の回答が多かった。これらの差異は、パブコメの募集時における政策策定プロセスの段階が異なることに起因するのではないかと考えられ、それぞれのプロセス段階に応じてパブコメの活用方法が考えられるのではないかと仮説に至った。

仮説を検証するためにパブコメ提出側とパブコメ募集側にそれぞれヒアリングしたところ、提出側からは、

①パブコメ自体には、産業界の実態を伝える、反対意志を示すエビデンスを残すなどの意義がある。

②パブコメ以外にも、その前段階での非公式な意見交換の場が有用である。

などの意見が聞かれた。また募集側からは、パブコメで期待する事項として以下のような点が挙げられた。

①パブコメを通じて産業界の実態や政策による影響が知りたい。

②肯定的意見数／否定的意見数の比率や当該意見に関する背景・理由が知りたい。

③パブコメ以外にも、非公式な会合も含めた募集側との意見交換の場を活用して欲しい。

以上の結果を踏まえて、パブコメ等により有益な意見発信を行うための提言を以下の通りにまとめた。

<JIPA会員企業（個社として）においては>

①パブコメ募集に際しては、肯定的／否定的、いずれの場合にも意見を表明すべきである。

②意見表明の際には、その背景・理由についても説明を行うべきである。

③JIPAの意見に必ずしも依存する必要はなく、個社利益の視点からも意見発信はすべきである。

＜JIPA（業界団体として）においては＞

- ①協会役員レベルと行政機関組織長レベルとの定期的な意見交換の場を持つことが重要である。
- ②パブコメ意見書は両論併記も是とし、ただしそれが業界別の事情によるなどの背景・理由や肯定／否定意見の比率などの実態を伴って表明されることが業界団体に期待される役割である。

14. マネジメント第2委員会

1. 委員会の構成と運営

マネジメント第2委員会は委員総勢40名で組織し、委員長と委員長代理を除いた38名で4つの小委員会を構成し、調査研究を行った。各小委員会は原則として1カ月に1回の小委員会を開催して各研究テーマの調査・研究を行い、1ヶ月に1回開催する正副委員長会議で、委員会活動の方向性の調整と確認を行った。10月には、マネジメント第1委員会と合同で中間の全体会議を開催し、各小委員会から研究テーマの検討状況を発表、パネル展示を実施し、マネジメント委員会全員で各テーマ活動内容の共有を行った。また、3月には、マネジメント第1委員会と合同でまとめの最終全体会議を開催し、1年間の研究成果を報告し、委員会全体で共有した。

第1小委員会は、岡本小委員長、大谷小委員長補佐と7名の委員で「SDGsに対応した企業知財のあり方と知財マネジメントに関する研究」のテーマで調査・研究を行った。

本小委員会では、有識者ヒアリング、マネジメント委員会でのアンケート、体験ワークショップによりSDGsの内容と各方面における活動を把握・理解し、SDGsに関わるビジネスにおいて、知財視点での貢献可能なポイントや課題を整理し、どのような知財戦略を構築し、活動・マネジメントをすべきかについて検討を行った。

第2小委員会は、塩崎小委員長および大塚小委員長補佐と8名の委員で「第4次産業革命時代のビジネス貢献のあり方に関する研究 ～新

たな知財活動、組織論の観点から～」をテーマとして調査・研究を行った。当小委員会は、現行の法制度では保護困難な無形資産の重要性が高い新たなビジネスへの貢献のあり方を提言すべく、知財活動及び組織に焦点を当て、1年間活動を行った。具体的には、ケーススタディ等から新ビジネスの競争優位性の源泉を明確にし、この競争優位性を維持・強化するための機能・活動・組織について検討した。

第3小委員会は、倉貫小委員長および小笠原小委員長補佐と7名の委員で「事業を強くする知財ガバナンスに関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。当小委員会では、様々なコーポレート・ガバナンスの定義を参考に、知財ガバナンスを定義し、知財ガバナンスの目的と整備すべき項目を明確化したうえで、標準的な姿を明らかにした。また、取り組むべき優先度の指標を設け、構築手法の具体例の検討を行った。

第4小委員会は、岡小委員長および山本小委員長補佐と8名の委員で「協調環境における知財教育のあり方」をテーマに、非知財部門への教育の観点から研究を行った。当小委員会では、協調事業における知財上の留意点を事業活動フェーズごとにビジネス強化とリスクヘッジの両面から整理し、各部門（技術部門、非技術部門）の協調事業への関わりや知財教育の現状を踏まえて、各部門に対する効果的な教育手法、教育内容について検討を行った。

2. 各小委員会のテーマ概要と活動内容

2.1 第1小委員会

- (1) テーマ名 「SDGsに対応した企業知財のあり方と知財マネジメントに関する研究」
- (2) テーマの背景

企業においてもSDGsの取り組みが今後益々重要になることが予想され、これに対応した知財戦略が不可欠と考えられる。本テーマは、SDGsに対応した企業知財のあり方と知財マネジメントについて検討する。具体的には、SDGsの内容と各方面の関係する活動を把握・理解し、SDGsに関わるビジネスにおいて、知

財視点での貢献可能なポイント、課題について検討を行い、どのような知財戦略を構築し、活動・マネジメントをすべきかについて提言を行う。

(3) 活動内容

- ・ 4月～8月 SDGsに関する各方面（国連、政府、企業等）の動向調査
SDGsワークショップ参加
- ・ 9月～10月 有識者ヒアリング、アンケート実施
- ・ 10月～12月 ヒアリング、アンケート結果の解析
グループでの提言切口の深掘と全体議論での明確化
- ・ 1月～2月 提言の明確化、研究成果骨子検討
- ・ 3月 提言まとめ、論説の執筆活動を実施

(4) 活動報告

本研究としては、最初にSDGsの内容と各方面の関係する活動についての情報の把握を行った。日本政府、経団連などが積極的に取り組んでいる一方、企業においては、SDGsの重要性は理解しているにもかかわらず、ほとんどの企業で、CSRレポートなどでの言及がみられる程度であり、知財業界においてもSDGsに関する議論が全く表面化されていないのが現状であることがわかった。そこで、SDGsビジネスに貢献するための知財活動での課題を明確にするために、カードゲームを使ったワークショップへの参加、有識者へのインタビュー、企業知財部員へのアンケート等を実施した。その結果、公益と自社利益の追求との関係のなかで、そのバランスをどのように取るべきかについての考え方を整理することが最も大事な課題であると考えた。そして、各社の事例の解析を通じ、SDGsゴール達成に貢献する3つの知財戦略として、①ビジネスイノベーション②知財コントリビューション③競争トランスフォーメーションが重要であることを提言としてまとめた。

2.2 第2小委員会

(1) テーマ名 「第4次産業革命時代のビジネス貢献のあり方に関する研究 ～新たな知財活動、組織論の観点から～」

(2) テーマの背景

第4次産業革命時代の新たなビジネスにおいては、現行の法制度では保護困難な無形資産（データ等）の重要性が高まっている。又、ビジネスの進め方、スピードも変わり、これらビジネスに対する知財業務は、知財人材スキルの向上だけでは、対応困難となってきている。このような背景のもと、当小委員会では、新たなビジネスへの貢献のあり方について、知財活動及び組織に焦点を当て、研究を行うこととした。

(3) 活動内容

- ・ 4月～7月 第4次産業革命時代の新ビジネスの事例調査、知財組織に関する先行文献調査
- ・ 8月～10月 新ビジネスにおける競争優位の源泉の分析、競争優位の源泉を維持・強化するための機能・活動の検討
- ・ 11～12月 ヒアリングの設計・実施、ヒアリング結果の分析
- ・ 1月～3月 新ビジネスに貢献する機能・活動・組織の検討、論説の検討

(4) 活動報告

当小委員会では、まず、第4次産業革命時代の知財戦略及び知財部門の組織論に関する先行文献調査を行い、先行文献では述べられていない第4次産業革命時代の新ビジネスに貢献する機能や組織を研究の対象として決定した。

次に、第4次産業革命時代の新ビジネスのケーススタディを基にして新ビジネスの競争優位の源泉を分析した。その結果、新ビジネス推進においては、旧来型の知的財産権（特実意商著）に加えて旧来型知的財産権では保護が困難な無形資産（データ等）の双方が競争優位の維持・強化に重要であると確認した。

その上で、この競争優位性を維持・強化するための機能・活動について、従来の知財活動・

組織を越えた企業全体の視点から検討し、①ビジネスモデルデザイン、②データの収集・利活用、③競争優位戦略の提案、④スピード感のある事業判断・推進、の4つが機能・活動として重要であると整理した。

そして、第4次産業革命時代の新ビジネスを推進している企業や先進的な知財活動を行っている企業へのヒアリング結果も参考にしながら新ビジネスに貢献する組織の条件と組織形態について検討し、新ビジネスを推進する部門と知財部門という組織で整理した。さらに、単なるあるべき論で終わらせないために、現状の知財部門から理想の組織形態までに至る移行過程を3段階に分けて提言としてまとめた。

2.3 第3小委員会

(1) テーマ名 「事業を強くする知財ガバナンスに関する研究」

(2) テーマの背景

近年、知財部門において、知財の視点から、関係会社や事業部門（以下「関連会社等」）にガバナンスを効かせ、事業強化に貢献する必要性が高まっており、その必要性はM&Aやグループ内の組織再編が頻繁に行われる中、顕著になってきている。しかし、何をどこまで把握すべきなのか、また限られたリソースで迅速・効果的に行うにはどのように取り組むべきか、明らかになっていない。そこで、コーポレート・ガバナンスに関する既往研究・基準も参考に、知財ガバナンスの定義・目的・標準的な姿を明確にし、どのような観点で組織の実態を把握し、いかにして迅速・効果的に、適切な知財ガバナンスを行うべきか検討を行った。

(3) 活動内容

4月～6月は、本テーマの関連文献の調査を行うとともに、小委員会内企業における監査・規程の実態について共有し、それら結果に基づき課題の抽出を試みた。7月～9月は、知財マネジメントとの差異を明確にするために知財ガバナンスの内容・項目を検討した。10月～12月は、中間の全体会合での意見や前述検討の妥当性検証のためのヒアリング結果も踏まえ、標準

的な知財ガバナンスの姿について深掘りし、基本ルールの検討を行った。その結果に基づき、1月～3月では、具体的な知財ガバナンスの構築方法の検討を行い、適切な知財ガバナンスを行うための提言をまとめ、論説の執筆活動を実施した。

(4) 活動報告

検討初期において、監査業務について理解を深めたうえで、具体的な方策の検討を進めたが、知財ガバナンスと知財マネジメント（知財戦略）の差異・位置づけをしっかりと峻別しなければ、十分な成果を得られないことがわかった。そこで、内閣府等のコーポレート・ガバナンスの定義・構築を参照し、知財に当てはめる作業を行い、知財ガバナンスのフローを固め（「方向付け」「モニタリング」「評価」のサイクルを廻す）、知財ガバナンスの目的・基本要素を明確化した。その結果、知財ガバナンスの標準的な姿としては、「最低限守るべき基本ルールの制定」「基本ルールの周知、徹底」が財務と異なり法的義務でもない知財ガバナンスには特に重要であることがわかった。加えて、実務上、多くの関連会社等に知財ガバナンスを行う上で、どのように優先順位を付けるかを経営リスクと自立度の観点から決定する方策を検討した。さらに、組織強化、新組織の立ち上げ、組織の拡大・縮小、M&Aの各場面ではフロー（前述のサイクル）の着手位置が異なることがわかり、それぞれの具体例を提示すべく詳細検討を進めることとした。提言としては、単に基本ルールを定めるのが知財ガバナンスではなく、財務等におけるガバナンスとの差異を意識し、基本ルールの中に知財ガバナンス執行側からのサポート（自立支援）を方針やルールに定めたうえで、知財ガバナンスにより事業が強くなるという確信を全関係者で共有すべきとまとめた。

2.4 第4小委員会

(1) テーマ名 「協調環境における知財教育のあり方に関する研究」～非知財部門への教育の観点から～

(2) テーマの背景

近年、競争重視から協調重視へとビジネス環境が変化するなか、非知財部門への知財教育においても、技術部門を対象に権利化スキル等の習得を中心とした従来の知財教育から、協調環境に対応した知財教育にシフトする必要がある。しかし、協調対応の知財教育の必要性を認識しつつも実践できている企業は少ない。そこで、協調ビジネスの推進に寄与する非知財部門への知財教育の実践に向け、協調環境の特徴を踏まえた知財上の留意点を整理した上で、協調事業に関わる非知財部門への知財教育のあり方（教育方針、教育手法、教育内容等）について検討を行った。

(3) 活動内容

4月～7月は、本テーマの関連文献の調査、メンバー個社の知財教育の現状と課題の共有を行うと共に、協調ビジネスの事例調査を通じて協調環境の特徴をまとめた。8月～10月は、協調環境の特徴を広くカバーする他社との共創事業を対象に、活動項目に対して必要な知財上の留意点をビジネス強化とリスクヘッジの面から整理した。11月～2月は、一般的な教育手法の特徴から効果的な教育方法を探った後、非技術部門（企画、オープンイノベーション担当等）、技術部門（研究開発等）の知財に対する現状を踏まえて、各部門が知財上の留意点を意識するような教育方法を検討した。3月は、これらの検討結果をまとめるとともに、原稿の執筆活動を開始した。

(4) 活動報告

本研究では、まず、協調環境の特徴を広くカバーする他社との共創事業を主な対象として、活動フェーズを「準備」「共同検討」「事業化」の3段階に分けて事業活動の項目を整理した。そして、各々の項目に必要な知財活動における留意点を検討し、ビジネス強化とリスクヘッジの両面から整理を行った。次に、eラーニング、講義、体験型学習（ワークショップ、ロールプレイ等）といった手法を念頭に、非技術部門、技術部門の知財に対する現状を踏まえて協調対応の知財教育方法を検討した。結果、知財上の

留意点を認識するようになるためには、事業活動における留意点を網羅的に学ぶ講義を主体として、協調事業ならではの留意点を事例により理解する体験型学習を組み合わせる手法が効果的であり、特に、非技術部門に対しては、事前にeラーニング等を行い、知財リテラシーを上げておくことが重要であるとの結論に至った。さらに、協調対応の知財教育に用いるための教育コンテンツの例を示すべく検討を行い、協調環境に適した知財教育を実践するための知財部門が必要な取り組みを提言としてまとめた。

15. 情報システム委員会

1. 委員会の構成

30名で構成し、委員長1名、副委員長9名、委員20名で活動を行った。

2. 委員会の運営

(1) 情報システム委員会活動

定例の全体会議は全11回開催し、理事会の連絡事項の伝達その他、小委員会やプロジェクトの進捗や成果物の情報共有を行い、委員相互の意見交換を図った。

また、正副委員長会を全12回開催した。原則として全体会議開催日の午前中に開催し、全体委員会、各小委員会、プロジェクト活動等の進め方を討議し、円滑に活動が進むように努めた。

(2) プロジェクト活動

定期開催する小委員会に加え、対外的な活動に臨機応変に対応するために、特許庁最適化計画とグローバルドシエについては、特許庁システムに関する調査・研究を行う第1小委員会から兼任で委員を配置した。

出願ソフトウェア連絡会への出席2回、特許庁システムに関する特許庁との意見交換会を3回、グローバルドシエ関連の意見交換会4回、特許庁最適化計画関連の意見交換会3回を行った。また、弁理士会との意見交換会も1回行い、主に特許庁システムに対する要望等の共有を行った。

尚、グローバルドシエについては、国際政策プロジェクトに情報システム委員会から、委員

長と副委員長2名で参加した。

(3) JIPA研修講師派遣

C9Eコース4回への講師派遣を行った。

(4) 成果物

ペーパーレスニュースの発行2回，論説投稿3本，及び部会発表2回を行った。

3. 活動概要

3.1 小委員会活動

3つの小委員会を設置し，企業の知的財産活動を支えるため，企業内外の情報システムのあるべき姿に関する情報や提言を国内外の企業・特許庁・特許事務所に向けて発信するという共通ミッションを掲げ活動を行った。

(1) 第1小委員会

調査・研究のテーマは，「特許庁システムを含む企業における知財システム全体の将来像に関する調査・研究」とした。(5名，全11回開催。)

2013年度から継続的に，各国特許庁から得られる電子情報の活用に関して調査・研究を行い，論説の発行及び部会発表をすると共に，グローバルシエタスクフォース(GDTF)会合や特許庁との意見交換会等を通じて，ユーザーの視点から意見・要望等を提言してきた。

2018年度は，ユーザーがグローバルな知財情報を電子データにてワンストップで入手可能な手段であるグローバルシエ(GD)に着目し，5庁各国サイトの利用実状と課題の調査を行った。

各国サイトの有益な活用方法をベストプラクティスとしてまとめると共に，ユーザーニーズと課題を特許庁と共有することで，GDサイトの掲載情報の拡充や機能向上を促す活動を行った。また，2017年度の活動において，特許庁，企業，情報提供ベンダの各システムがAPI連携し，重複・漏れの無いデータをタイムリーに利用可能な最適化された姿を知財システムの将来像として描いたが，2018年度はAPIで取得したい項目，更新系も含めた実現ステップ等の要望を具体的にまとめ，特許庁への提案を行った。

成果については，4月度の部会で発表したものを論説として発行する。

(2) 第2小委員会

調査・研究テーマは，「知財業務の効率化に関する調査・研究」として，昨今話題のRPA(Robotic Process Automation)が知財業界にどこまで浸透しているか，また，すでに導入している企業がどのような業務に利用しているか，などについて調査・研究した。(10名，12回開催。)

RPAの知財業務への導入状況について，情報システム委員会会員企業30社へアンケート調査を実施し，知財業務への浸透具合の全体像を把握すると共に，先行して導入を進めている企業に対しては，個別ヒアリング調査を行った。アンケート調査によって，RPAツールの選定理由は，知財部門が独自で選定・導入するというより，会社全体で導入しているものを活用するケースが比較的多いことが分かった。また，個別ヒアリングの結果によって，実際にRPAを利用した業務の運用体制を構築できている企業はまだ少なく，その主な理由は，知財部門のみで費用対効果を出すことが難しい点である実情も見えてきた。一方で，費用対効果をすでに見出している企業も存在し，その要因として，出願および権利保有件数の多い企業にその傾向があることが分かった。

このように，RPAを導入するきっかけ，ツールの選定理由，運用構築のプロジェクト体制，対象業務，結果と効果，導入後の課題など，RPAの導入に関する情報をまとめ，現在導入を進めている企業や今後導入を検討する企業に対して，具体的な事例を提供することを目的に活動を行った。

成果については，論説にまとめる。

(3) 第3小委員会

調査・研究のテーマは，知財業務の効率化について情報システムの観点で行うことが可能なものを検討・選択し，2つのワーキンググループに分かれ活動した。(WG1は9名，WG2は5名，各全11回開催。)

WG1はテーマを「クラウド型知財管理システムの現状と選定段階における検討事項に関す

る調査・研究」とした。

企業知財部門には、費用削減、省人化、或いは「働き方改革」による労働時間制限など、より一層の効率化や簡素化が求められる一方、知財管理システムを取り扱うベンダの増加により製品タイプが多様化し、求めに応じた対応策の選択肢が拡大しているという追い風もある。

年度前半では委員会内企業に知財管理システム導入及びクラウドに対する意識に関するアンケート実施し、またベンダにも販売中の知財管理システムでクラウド型／オンプレ型それぞれの機能や今後の開発方針に関するアンケートを実施した。年度後半ではベンダ数社と意見交換を行った。これら調査から、クラウド型システム導入が有効となるために考慮すべき点を論説にまとめる。

WG2はテーマを「JIPA会員向け知財管理システムに関するアンケート結果の比較分析」として、2009年と2016年にJIPA会員企業向けに実施した知財管理システムに関するアンケートの結果を比較分析し、システム導入状況の変化や現状の課題の抽出を試みた。その結果、アンケート内容自体が経年変化等への比較分析に馴染まないものであることが分かった。そこで、知財管理システムに関する様々な傾向を分析し、会員企業への提案を目的とした委員会活動テーマを抽出する為に、将来にわたる継続的なアンケートの実施体制及びスケジュールの提案並びにアンケートフォーマットを取りまとめる。本取りまとめに沿って2019年度にJIPA会員企業向けにアンケートを実施予定である。

3. 2 プロジェクト活動

(1) 特許庁業務最適化計画等への対応

特許庁主催のパソコン出願ソフトユーザー連絡会において電子出願ソフトへの機能改善内容を聴取し、「ペーパーレスニュース」を全2回発行した。

また、「特許庁業務・システム最適化計画」が「デジタル・ガバメント実行計画」に移行したことに伴い、特許庁システムのAPI解放等について特許庁との意見交換を行った。

(2) グローバルドシエへ対応

五大特許庁では、グローバルドシエにおいて優先開発五項目に対する取り組みを推進しており、五大特許庁と各庁のユーザー団体及びWIPOの参加によるグローバルドシエタスクフォース（GDTF）会合において開発の進捗確認等が行われている。

本年度は、GDTF会合がハーグで開催され、国際政策プロジェクトメンバとして委員長が出席した。

リーガルステータス出力（表示）のあるべき姿や、各国ドシエサイトによる書類反映タイミングの違いなどについて第1小委員会での調査内容を発表し、さらなるサービス向上への期待について述べた。

2019年1月に開催された6回GDTF会合における公開資料は以下を参照されたい。

<https://www.fiveipoffices.org/industry-consultation/gdtf/gdtf2019>

16. 情報検索委員会

1. 委員会の構成

2018年度の委員会は委員長1名、委員長補佐1名、副委員長5名、委員37名の計44名（4/1現在）で組織し、正副委員長会と5小委員会を設けて活動した。小委員会は第1小委員会9名、第2小委員会7名、第3小委員会9名、第4小委員会8名、第5小委員会9名で構成した。なお、昨年度の全副委員長が退任のため、新副委員長の小委員会運営をサポートする役割として、委員長補佐を新設した。

2. 委員会の運営

正副委員長会（月1回開催）で委員会の方針決定、重要事項の審議を行い、各小委員長を通じて委員会の活動方針、その他の情報共有を図った。

4月に全体会議を開催し、委員会の方針、委員の心得について周知した。8月には中間報告会を開催し、ポスターセッション方式にて、各小委員会同士が議論できる場を設けた。成果報告会は2月に開催し、1年間の研究成果について

て活発な質疑応答を行った。

対外活動に関しては今年度も積極的に意見交換および要望提言を行った。具体的には4月にオーストリア・ウィーンで開催されたPDG会合において、中国語を日本語に翻訳する場合のヨーロッパ機械翻訳ツールの評価とスコアリング手法について意見交換を行った。

その他、国内活動としてはJPOや各関係機関との意見交換、全会員企業へのアンケートと6社へのヒアリングを実施した。

3. 各小委員会の活動概要

【第1小委員会】

「第四次産業革命関連技術の特許分類に関する研究」

現在、第四次産業革命に関連した技術分野に関する国際特許分類（IPC）の改正提案が五庁間で行われており、JPOからはIoT（Internet of Things）関連技術に関するIPC改正が提案されている。一方、国内ではIoT関連技術に付与される広域ファセット分類記号ZITが2016年に新設されてから数年が経過し、ZITが付与された公報が蓄積されつつある。当委員会では、蓄積されたZITの分類情報を調査・分析業務に活用するための知見を得る目的で分類付与状況の調査を行うとともに、ZITと同様の技術がスコープとなるIPCの改正を念頭に付与状況調査の過程にて検討課題であると認識した、分類付与対象技術の定義の在り方や、分類展開に関する考察を行った。また、ZITの付与対象外である公報（分類付与開始以前の公報）を効率的に検索するための手法を検討した。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

【第2小委員会】

「オンライン調査による模倣品発見手法の検討」

模倣品対策に関しては従来から多くの報告や提言がなされているが、そのほとんどは「発見した模倣品をどう排除するか」を主眼としており、模倣品の発見経緯については、専門の人脈やスキルを持つ調査会社への委託や、市場でのモニタリングといった、一定のリソースを必要とする方法が挙げられているに留まる。そこで

本検討では、模倣品対策の起点である「模倣品をどう発見するか」を主眼として、多大な費用や工数を注ぎ込むことなく、企業の知財部員が自分たちで取り組むことができるものを中心に、オンライン調査による模倣品発見手法の探索を行い、類似出願検索や画像検索、ドメイン検索等の各種観点における調査方法や留意点を整理した。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

【第3小委員会】

「テキストマイニングの活用に関する研究」

企業の知的財産部門が、例えば経営層に向けた提言を行う際に、マクロ分析の手段として用いる、テキストマイニング技術の活用について検討した。課題として、特定の観点における特徴的なキーワードが十分にマップ上に配置されないという点に着目し、その原因の一つとして、解析対象とするテキスト中に様々な観点のキーワードが混在していることがあると考え、マップ上に配置されるキーワードの観点を絞り込む方法を検討した。この結果、第1に解析対象の選択、第2に選択した解析対象と他の箇所とのキーワードの使用頻度の違いの定量に基づく特徴語やストップワードの設定が、有効であることを確認した。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

【第4小委員会】

「特許およびオープンな非特許情報を活用した特許分析手法の検討」

企業の知的財産部門でおこなっている特許分析について、提供先や依頼の多くは、経営層からや知的財産部門内であり、一方それ以外の部門、例えば人事や営業・マーケット担当などからの依頼は少ない。またこのような部門担当者に特許分析の有効性や必要性を理解してもらえる機会があまりない状況にある企業は多いと想像する。そこで本検討では、特許分析の必要性を感じていなかった部門担当者向けに、インターネットから取得でき、身近と感じてもらえる非特許情報を使った特許分析手法の検討と、非特許情報を扱う上での注意点等について整理し

た。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

【第5小委員会】

「IPランドスケープに関する実態調査と考察」

2017年以降、「IPランドスケープ」をテーマとして知財業界の様々な場面で取り上げられている。これをきっかけに、特許・非特許情報を活用した分析・解析の活動に対し、知財業界に限らず広く注目が集まっているが、その取り組みのプロセスや成果を社外へ開示することが難しいため、活動内で直面する課題の実態は各社内で閉じられている。そのため、課題の解決方法は各社暗中模索の状態ではないか、といった懸念を基に、当小委員会では各社活動や課題の実態を把握する目的でJIPA正会員を対象にIPランドスケープに関するアンケートを行った。そこから垣間見えるIPランドスケープの課題について考察を行った上で、より詳細な実情や工夫を把握するために、活動の成果の存在を既に感じ取っている企業に対しヒアリングを実施した。これらの情報を基にIPランドスケープの活動を成功に導くために必要なスキル、あるべき社内体制、整えるべきツール環境の観点から、当小委員会では考察したため、当結果を知財管理誌にて投稿する予定である。

17. ライセンス第1委員会

1. 委員会の構成

委員長1名、副委員長6名（委員長代理1名含む）、委員25名の32名の構成で、3つの小委員会を編成して調査研究活動を行った。

2. 委員会の運営

ライセンス第1・第2合同委員会を4回（4月、7月、10月及び3月）実施し、各小委員会は、原則月1回の活動を行った。正副委員長会は、ライセンス第1・第2の合同で、計7回（4月、6月、7月、9月、11月、12月及び3月）実施した。

3. ライセンス第1・第2合同委員会

ライセンス第1・第2合同委員会については、第2委員会の報告に記載。

4. 小委員会活動

1) 第1小委員会（川島小委員長、新美小委員長補佐）

テーマ：「ベンチャー企業との協業におけるWin-Win関係を実現するための契約担当者のあり方に関する調査研究」

本小委員会は、ベンチャー企業と国内企業とがWin-Win関係になって協業を成功に導くために、契約担当者（国内企業側）はどうあるべきか実務的な指南を与えることを狙いとした。

具体的な検討内容としては、小委員会内でのベンチャー協業フレームワーク検討や事例分析を行ったほか、外部弁護士、契約実務家等にヒアリングを行った。

本年度の活動の成果として、次の構成での論説を執筆している。

まず、検討の前提としてベンチャー企業の特徴や本論で想定するWin-Win関係について述べ、ベンチャー企業と国内企業との協業や契約上の課題を抽出する。その上で、2018年度の論説にて提案した契約交渉フレームワークに対して、ベンチャー企業との協業用に改良を加える。

さらに、改良したフレームワークに対して、Win-Win関係を構築するための活用法や、具体的な適用事例（海外ソフトウェア系ベンチャー、国内ハードウェア系ベンチャー）について述べる。最後に、契約担当者のあり方について提案を行う。

上記の成果は、2019年度の知財管理誌に掲載する予定である。

2) 第2小委員会（永田小委員長、五嶋小委員長補佐）

テーマ：「産官学連携に関する調査研究（国内・海外）」

本小委員会は、国内・海外の産学連携における成果の取扱いの最新動向を調査し、産学連携を円滑化するための契約実務を研究することを狙いとした。

具体的な調査研究内容としては、国内・海外の大学にヒアリングを行い、得られた最新の動向に基づいて小委員会内で知財部門の実務担当者としての課題、対応方針、留意事項等を検討

した。本年度の活動の成果として、次の構成での論説を執筆している。

1) 国内の産学連携

・国内の大規模大学と中規模大学のそれぞれにおける産学連携成果の取扱いについてヒアリングを行った結果の紹介。特に、包括・大型連携の進展状況とそれに伴う連携成果の考え方に対する変化の分析。

今後の大規模大学との包括連携の拡大に伴う課題、中規模大学を中心に引き続き対処すべき課題を整理して、知財担当者として取り組むべき方針を提言する。

2) イギリス、ドイツの産学連携

・ケンブリッジ大学、オックスフォード大学、ビジネスエネルギー産業戦略省、英国知的財産省、独連邦経済技術省、Bayerische Patentallianz社（バイエルン州の技術移転会社）、ミュンヘン工科大学、フラウンホーファ応用研究促進協会のそれぞれを訪問し、ヒアリングを行った結果の紹介。

イギリス、ドイツにおける共同研究契約の公的雛形の策定・改訂経緯や利用状況、訪問先における産学連携成果（帰属、実施権等）の考え方について整理し、日本企業がこれらの国の大学等と連携する際の留意事項を提言する。

本小委員会は、上記の考察結果に基づいて、2019年度の知財管理誌に掲載する予定である。

3) 第3小委員会（岩間小委員長、久保田小委員長補佐）

テーマ：「知財契約担当者の育成・教育に関する調査研究」

本小委員会は、知財契約を扱う契約担当者の育成・教育を効率的に行う方法について調査研究し、各企業での育成において役立つ情報を提供することを狙いとした。

具体的な検討内容としては、育成・教育に関する課題・問題点把握や、効率的な育成方法の具体的手段として主に教育システムとOJTに分けて調査・検討整理を行ったほか、外部弁護士・弁理士へのヒアリングやライセンス第1及び第2委員会参加各企業へのアンケートを行っ

た。

本年度の活動の成果として、次の構成での論説を執筆している。まず、契約担当者（権限の範囲内において自らの判断で業務を遂行できる所謂「一人前」のレベル）のあるべき姿の認識のために、担当する業務内容とそれに対応して必要とされる知識・能力を具体的に挙げて説明した。次に、そのあるべき姿を実現するための具体的な育成方法として、社内研修などに代表される教育システムと、OJTを中心に解説した。具体的には、教育システムとしては、①社内研修、②社外研修、③業務マニュアル、④契約書雛形、⑤チェックリスト及び⑥知見（経験）活用型システムを取り上げて解説した。また、OJTについては、①ビジネス情報の収集力・理解力及びリスク察知力等を高めるOJTや、②経験値を上げるための効率的OJTという枠組みで種々のOJT実施方法を整理した。それぞれの育成方法において、できる限り事例を挙げながら、育成を実施する際の注意点や得られる教育効果などについても解説を試みた。

これら調査・研究結果を自社で活用することによって、より効率的で実効性のある育成・教育を実施できることに資すると期待している。

本小委員会は、これらの調査・研究結果に基づいて、2019年度の知財管理誌に論説を掲載する予定である。

5. その他の活動（全て第2委員会と合同で実施）

その他の活動として、大阪弁護士会との意見交換会（1月）、特許庁審査官向けライセンス研修（2月）への講師派遣、日本知的財産仲裁センターとの意見交換会（2月）、東京地方裁判所、知的財産高等裁判所との意見交換会（2月）を実施した。

18. ライセンス第2委員会

1. 委員会の構成

委員長1名、副委員長6名（委員長代理1名含む）、委員25名の32名の構成で、3つの小委員会を編成して調査研究活動を行った。

2. 委員会の運営

ライセンス第1・第2合同委員会を4回（4月、7月、10月及び3月）実施し、各小委員会は、原則月1回の活動を行った。正副委員長会は、ライセンス第1・第2の合同で、計7回（4月、6月、7月、9月、11月、12月及び3月）実施した。

3. ライセンス第1・第2合同委員会

4月の合同委員会では、今年度最初の合同委員会ということもあり、各委員の自己紹介、ライセンス第1第2委員会全体及び各小委員会の活動方針の説明、その後、各小委員会に分かれて、4月度各小委員会を開催した。7月の合同委員会では、「AI、データ利用の契約ガイドライン」に関するグループディスカッションを行い、基礎的な事項からAI、データ利用に関する契約について、再確認を行った。10月の合同委員会では、各小委員会テーマについて、パネルディスカッションを行い、各小委員会では気づけなかったポイントについても再認識することができた。

また、今年度最終の委員会活動となる3月の合同委員会では、ライセンス第1第2委員会全体及び各小委員会から今年度の活動報告を行い、年間の活動の総括を行った。

4. 小委員会活動

1) 第1小委員会（清水小委員長、堀口小委員長補佐）

テーマ：「グローバルビジネスにおけるライセンス契約等、技術関連契約の税務に関する調査研究」

近年の税制改正、移転価格税制、BEPS 対応等により、スキーム検討・契約書作成段階での税務リスクを踏まえた予防的な対応を行うことがより重要となってきており、ライセンス担当者においても税務面の問題に対する対応力が求められている。

そこで本小委員会では、国際的なライセンススキームを検討する際に生じる税務面の問題について、想定事例をベースに実務的な視点から考察し、ライセンス担当者が税務面の問題を

検討する際の一助になるよう調査研究を行った。

調査研究を行った税務上の問題としては、「三者間スキームにおける意図せざる租税条約の特典享受に関する問題」、「三者間スキーム（特にパテントプール）における租税条約適用の問題」、「移転価格におけるロイヤルティ支払いの否認の問題」、「複数の海外子会社とのライセンスにおけるロイヤルティ料率決定に関する問題」及び「企業再編に伴う移転価格上の問題」となっており、いずれも委員会のメンバーが実務上直面している問題を抽象化し想定事例として検討を行った。

なお、上記問題についての税務面での検討に際しては、DT弁護士法人の手塚崇史弁護士にご助力いただいた。

本小委員会の活動の成果は、論説としてまとめ、2019年度の知財管理誌に掲載する予定である。

2) 第2小委員会（浦野小委員長、兼子小委員長補佐）

テーマ：「海外子会社が締結する技術関連契約への関与のあり方に関する調査・研究」

事業のグローバル化が進む昨今、日本企業の研究開発機能を海外にシフトさせる動きが出てきている。このような状況で、各企業が海外の第三者と技術関連契約を結ぶことが多くなっている。技術関連契約は様々な種類があるが、その目的は、技術、技術情報若しくは知的財産を適切に獲得又は提供を行い、場合によっては、対価の授受を伴うことである。したがって、その契約条項については、細心の注意を払う必要がある。しかし、海外子会社が第三者と締結する技術関連契約の審査や管理が適切になされずにトラブルとなる事例も見受けられる。

本小委員会では、海外子会社において締結する秘密保持契約、共同研究開発契約、ライセンス契約等の技術関連契約に対し、親会社としてのどのような契約審査や契約管理を行っているかの実態を把握するため、各ライセンス委員に対するアンケート調査を実施した。その結果、トラブル事例との相関関係が比較的高かった

「海外子会社とのコミュニケーション・連携強化」及び「責任範囲・体制の明確化」が問題解決の一助になるとの仮説を立て、外部へのヒアリング調査の実施等により当該仮説の検証と考察を行った。

これらの考察結果に基づいて、海外子会社が締結する技術関連契約への関与の在り方について提言する論説をまとめ、2019年度の知財管理誌に掲載する予定である。

3) 第3小委員会(阪部小委員長, 月本小委員長補佐)

テーマ:「(国内)ライセンス契約の実務に関する調査研究」(中長期2年目)

本テーマは、従前の「ライセンス契約実務マニュアル」(資料第203号)が発行から10年を経過していることを踏まえ、新たな「(国内)ライセンス契約実務マニュアル」を発行することを目的とする。なお、英米法に準拠した「英文ライセンス契約実務マニュアル」(資料第487号)は既に2018年10月に発行されている。

本マニュアルは、知的財産関連契約の新任者をメインターゲットとして、比較的簡単に全体を読める内容としている。

全体論と各論の二部構成としている。全体論ではライセンス契約の概要や交渉を含めた実務の進め方等を説明し、各論では代表的な条項ごとに、基本条項に基づいて法律や実務上の留意点を詳しく解説するとともに種々のケースを想定して、条項の変形例も加えている。

また、従前の契約実務マニュアルの発行後の法改正等(例えば、通常実施権の当然対抗制度(特許法99条)の導入、独占禁止法ガイドライン改正(FRAND等)、不正競争防止法改正(限定提供データ等)、民法(債権法)改正等)についても言及している。

更に、各種業界の特徴や、特許とノウハウの差異なども考慮した上で、ライセンサー及びライセンシーのそれぞれの立場に基づいた内容としたことで、実務にも役立つものと期待する。

この「(国内)ライセンス契約実務マニュアル」は、2019年度に資料集として発行する予定であ

る。

5. その他の活動(全て第1委員会と合同で実施)

その他の活動として、大阪弁護士会との意見交換会(1月)、特許庁審査官向けライセンス研修(2月)への講師派遣、日本知的財産仲裁センターとの意見交換会(2月)、東京地方裁判所、知的財産高等裁判所との意見交換会(2月)を実施した。

19. 意匠委員会

1. 委員会の構成

本年度の意匠委員会は、委員長1名、副委員長6名、委員15名の計22名(期中2名交代)で活動した。活動にあたっては、第1小委員会10名、第2小委員会11名の2つの編成で、調査研究を行った。

2. 委員会の運営

意匠の専門的な研究を実施するとともに、JIPA内の横断的な活動やJIPA外の活動に対しても、JIPA会員企業代表として、積極的に参加・発言することをモットーとして、委員会運営の実施を試みた。

定例会議は毎月1回の計12回開催し、毎回の会議では、全体会議として、当日の各小委員会活動の内容及び、委員会外活動報告等の各種情報の共有を図り、適宜意見交換を行い、

小委員会では研究活動を実施した。委員会開催日には、正副委員長会議(7名構成)を開催し、委員会の運営についての協議・確認を行うとともに、各小委員会の活動状況の報告を受け、横の連携を取り、円滑な組織運営を図った。

本年度の意匠委員会においては、テーマ研究を行いながら、「意匠の適正な開示要件の在り方等に関する意匠審査基準の改訂」と「意匠制度の見直しの方向性」に対し、情報収集、各社の意見の集約、意見交換を行い、特許庁との意見交換および意見書提出により、JIPA意匠委員会の意見発信を積極的に行った。また、国内制度のみならず、中国専利法改正やハーグ制度、ASEANについても、意見発信を行った。これ

らについては、臨時会議を複数開催し対応した。

JIPAシンポジウムにおいては、意匠委員会の小委員会活動紹介だけにとどまらず、予定されている意匠法大改正についても告知し、意匠委員会全体の活動の活性化すべく、ポスター説明・委員勧誘を意匠委員全員で協力して行った。

テーマ研究終了後は、「意匠のプレゼンスをあげる方法」について、グループディスカッションを実施した。

3. 活動概要

3.1 小委員会活動

(1) 第1小委員会

【調査・研究テーマ】(18年4月～19年3月)

「アジアにおける意匠権活用に関わる諸問題についての調査研究」

【アウトプット】知財管理誌へのQ&A投稿

「中国における意匠の冒認出願によるリスクと対策」2018年3月号掲載

「中国における意匠権評価報告書制度の紹介とその活用方法について」2019年6月号掲載

【活動内容】

ビジネスの広がりごとどまるところを知らないアジアにおいて、知財セクションとしては意匠権の活用をタイムリーに実施できるように備えなければならない。しかしながら、十分に制度を使いこなせてないアジア、特に中国においては、評価報告書への反論の困難性や冒認出願対応など数々の問題がある。

そこで、アジアにおいて模倣品による被害が最も大きく、冒認出願の数が多い点で中国に着目した。模倣品による被害に対しては、会員企業が意匠権の評価報告書を利用して中国で出現する模倣品に対して権利活用ができるよう、評価報告書の取得に関わる手続や掲載内容、制度の詳細を調査し、活用方法について調査研究を行った。また、冒認出願に対しては、会員企業が中国において事業を実施する上でのリスクを低減できるよう、冒認出願されることによる影響とその対策を中心に調査研究をまとめ、活用に向けたガイドとなるようなアウトプット創出を狙いとして、JIPA会員が有効に活用できる

Q&Aを作成した。

また、ASEANに関しては、特許庁と意見交換を行い、JIPAとしての要望を伝え、特許庁とJIPAの連携を求めた。

(2) 第2小委員会

【調査・研究テーマ】(18年4月～19年3月)

「イノベティブデザインの意匠権保護のあり方についての調査研究」

【アウトプット】2019年2月東西部会発表

【活動内容】

デザインは企業において重要度を増しており、デザインの保護、活用が課題となっている。人々に新たな体験を提供する製品・サービスのデザインを「イノベティブデザイン」とし、「新しい価値感を生むデザイン」と定義し、特許庁の意匠法改正の動向を見ながら対象を決定した。

1つ目は、「光」である。LEDの普及により省電力かつ安価に光による表現が可能となったことで、様々な製品に光をデザインとして取り入れることが可能となったことから、従来からある製品でも光による表現が加わることで、デザインの幅が広がり、新しい価値感が生まれている。今回は点灯している光自体によるデザインに焦点を当てた。

もう1つは、「VR」である。現在、平面画像は、意匠法の保護対象となっているが、VRのような立体的な画像意匠は満足いく保護がされていない状況である。VR映像が立体に見える仕組みについて理解し、新しい技術デザインということで、焦点を当てた。

前記対象に対し、日本の現行法内での状況、他国との比較、意匠の認定方法、表現方法等の調査・研究を行い、この調査・研究結果に基づき、意匠法での保護する場合の課題・対応案についてまとめた。

3.2 特許庁政策対応／意見交換

- ・「意匠の適正な開示要件の在り方等に関する意匠審査基準の改訂」に伴う検討
- ・「意匠制度の見直しの方向性」についての検討および意見書提出（2回）
- ・ASEAN関連の意匠法についての意見交換

- ・ハーグ作業部会議題についての意見交換
- ・「意匠制度の見直しの方向性について報告書」を受けての意見交換
- ・諸外国の産業財産権制度・運用等に関する課題についての意見交換（経産省）

3. 3 その他意見交換

(1) 日本弁理士会意匠委員会（2回）

- ・関連意匠・画像意匠について 9月
- ・両会の今年度研究テーマに関連および意匠法改正内容について 3月

(2) WIPO意見交換 11月

WIPOハーグ担当部長であるBISSON氏と「拒絶の公開」、加盟国、手続きについて日本ユーザーの要望を伝え、意見交換を行った。

3. 4 外部への委員派遣

(1) 国内関連

- ・産業構造審議会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループ
- ・平成30年度審判官実務者研究
- ・平成30年度審査応用能力研修
- ・平成30年審査官コース後期研修意匠

(2) 海外関連

- ・JICA全人代訪日 意匠講演講師（部分意匠、存続期間延長について）9月
- ・第4回ID5（韓国ソウル）11月
- ・WIPO/KIPO共催ハーグ関連会合 11月

3. 5 その他JIPA活動への参画

- ・JIPA知財シンポジウム（実行委員会委員／ポスター説明員）
- ・アジア戦略プロジェクト

アジア戦略プロジェクトと連携して、海外意匠制度に関するパブコメ等に対応した。

- ・意匠制度の見直しの方向性について、JIPA関連委員会・PJからの意見交換を行った。

20. 商標委員会

1. 委員会の構成

本年度の委員会活動は委員長1名、小委員長3名、副委員長10名、委員40名の計54名（2019年3月現在）で構成。活動にあたっては、3つ

の小委員会を設け、正副委員長会議12回、全体委員会4回、小委員会各12回を開催。

2. 委員会の運営

委員会開催日の午前中に正副委員長会議（合計14名構成）を開催し、理事会議事の共有、委員会運営についての協議・確認を行うと共に、各小委員会の活動状況の報告を受け、また、その他臨時案件について随時協議を実施。

小委員会では、小委員会毎に本年度の研究テーマ及び日本知的財産協会内外から参画、協力要請のあった事項について調査・研究活動および意見提出を実施。委員会開催日にあわせ全体委員会を開催し、各小委員会の活動成果の共有化を図るとともに、他団体・機関への意見具申等について情報共有または商標委員会としての意見内容の確認・承認を実施。

3. 研究テーマ活動および対外活動

3. 1 第1小委員会（国内関連）

①年間テーマ1：国内商標制度に関する調査研究

(1) 新規事業に向けた留意点

（概要）新規ビジネスを展開する上で商標担当者として特に検討しておくべき事項を整理し、効率的かつ効果的に知的財産リスクの低減を図る研究

（成果・進捗）知財管理誌2018年11月掲載

(2) 使用により識別力を獲得した商標の登録を目指すにあたっての留意点

（概要）商標法3条2項の適用により登録が認められた商標について証拠等を調査し、3条2項の適用のための企業実務や社内管理に関するノウハウや留意事項の研究

（成果・進捗）知財管理誌の初稿は2019年5月に提出予定。

②年間テーマ2：国内商標制度についての関係諸機関への意見発信

- ・産業構造審議会 商標審査基準ワーキンググループの議題に関する事前レク対応及び意見交換

- ・産業構造審議会 商標制度小委員会の議題に関する事前レク及び意見交換

- ・ 審判実務者検討会（特許庁）に3名の委員を派遣し、事例を検討
- ・ 審査応用能力研修、審査官コース後期研修委員を派遣
- ・ 商品・サービス国際分類改正に関する意見収集等：ニース国際分類第11-2020版、IDリストプロジェクト日本提案、分類資料の統合について随時対応

3. 2 第2小委員会（ブランド関連）

①年間テーマ1：IoT、AI等の発展がブランド訴求／商標管理に及ぼす影響

（概要）IoTやAI等の技術発展に伴い、商標やブランドの価値は変化するのか、企業や商標担当者は何をすべきかを検討し、今後の企業活動へ有用な提言を行うことを目的とする研究

（成果・進捗）企業によるIoT活用事例を収集して分析を行い、IoTの発展に伴う事業環境の変化がブランド構築と商標管理に与える影響について考察した。現在論説を執筆中。知財管理誌の初稿は、2019年5月中に提出予定。

②年間テーマ2：グローバル企業のブランド管理におけるグローバル本社、地域統括会社、ローカル会社の最適な役割分担の考察

（概要）グローバルに事業を展開する企業において、グローバル本社、地域統括会社及びローカル会社がブランド管理に関してそれぞれどのような役割分担により関わっているか、業務の境界をどこに設けているのか等の観点から最適なブランド管理体制を研究する。

（成果・進捗）2018年2月に各社のブランド管理体制の実情を把握するため商標委員会委員の所属企業にアンケートを実施。アンケート結果を分析し、検討の方向性を検証したうえで、必要に応じて追加のヒアリング等を行い、得られた知見について論説に纏める。知財管理誌の初稿は、2019年度5月に提出予定。

③商標トピックスの改善・掲載

（概要）本活動は、昨年度まで、海外商標制度に関する情報収集をし、4件程度のトピックを選定してまとめた短信をJIPAホームページに年4回掲載していた。今年度、この活動を、

会員企業にとってより有用な情報発信となるよう改善する方向で検討を行った。

（成果・進捗）今年度前半に、①トピックの幅を国内外の制度やブランディング関係にも広げ、②更新間隔を2ヶ月程度に短縮する改善の方針と運用案を策定。後半にトライアルを実施し、トピックの絞込み基準等の検討や、JIPA事務局の協力を得ながら閲覧性を考慮したページデザインの検討を行った（10月-11月分、12月-1月分、2月-3月分を発行済）。

3. 3 第3小委員会（海外関連）

①年間テーマ1：中東・アフリカ地域における企業目線の商標実務調査研究

（概要）商標実務経験が比較的浅いと思われる地域として、中東・アフリカ地域を抽出し、当該地域における商標実務の現状を企業目線で調査するとともに、生じている課題および対応措置等について研究する。

（成果・進捗）対象地域における商標実務状況に関し、第3小委員会内でアンケートを実施。同地域の知的財産案件を管轄するジェトロ担当者との意見交換会を実施。知財管理誌への初稿は、2020年度初め頃に提出予定。

②年間テーマ2：キャッチコピー、機能／技術名称などの権利化と使用

（概要）説明的・記述的な商標については国・地域ごとに判断が異なる。そこで識別力の観点から各国・地域の審査傾向や各社事例を分析し、費用を抑えかつ安全に当該商標を使用するための対応策を検討し、会員企業の実務に役立つ成果物を作成する。

（成果・進捗）対象地域における識別力について、商標委員会内でアンケート実施。アンケートで特徴的な回答があった企業についてヒアリングを行った。知財管理誌への初稿は2019年度末を目途に提出予定。

③年間テーマ3：知財デューデリジェンス（以下「DD」）における商標観点での留意事項

（概要）買収・合併（M&A）、投資等に伴い知財DDを行うにあたり、商標観点特有の課題を抽出し、知財DDに携わる企業（商標）実務

者の参考とする。

(成果・進捗) 確認項目を整理し、各確認項目に関する留意点を検討。2019年度に東西部会での発表を予定。

④海外商標制度・運用に係る関係機関への意見発信(意見交換、パブコメ対応など)

・WIPOマドプロ作業部会(7/2~6 於:ジュネーブ)参加。

締約国における規則・費用情報の詳細を、Madrid Member Profiles DBに開示するよう、国際事務局が締約国に促してほしい点、国際商標出願について、利便性の観点から電子出願が導入されることが望ましい点、及び指定国官庁での限定の審査が開始されることにより、審査の遅延と各国官庁での費用増加が懸念されるので、本国官庁が審査すべき点を意見発信。9月度理事会で報告済。知財管理誌へ掲載予定。

・商標五庁(TM5)会合のユーザーセッション(11/2 於:ソウル)参加。TM5プロジェクトに対しJIPAから意見発信。「イメージサーチ」プロジェクトについては、AIを活用した調査システムをユーザーにも提供されることを要望した。また、「第四次産業と商標」プロジェクトについては、ユーザーにとって真に役立つものとなるよう、検討段階からユーザーを巻き込み、要望を取り込んでの活動となるよう要望した。

・アジア戦略プロジェクト 東アジアWGへ委員派遣、中・韓・台の商標制度等の運用に対する改善要望の取纏め対応。

・アジア戦略プロジェクト 東南アジア・インドWG ベトナム、ラオス、マレーシア、ミャンマー訪問に際し、意見募集の取纏め対応。

3. 4 委員会共通

①特許庁委託事業

・平成30年度商標出願動向調査(マクロ調査) 専門委員会への委員派遣(3回)

・店舗の外観等(トレードドレス)に関する制度・運用についての調査研究への委員派遣(3回)

・商標権取得による効果及び商標制度の活用に関する調査研究への委員派遣(3回) →経済産業省「事例から学ぶ商標活用ガイド」発行

②日本弁理士会商標委員会との意見交換会

③商標担当者のプレゼンス向上及びキャリア形成に関する勉強会(3回)

④プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会商標権関係WG(テレコムサービス協議会)に委員派遣(3回)

21. フェアトレード委員会

1. 委員会構成

本年度のフェアトレード委員会は、委員長1名、副委員長4名、委員23名の計28名の構成で活動した。委員会内に二つの小委員会を設置し、第1小委員会(20名)は、営業秘密に関する調査研究、第2小委員会(8名)は知的資産の利活用とそれにかかる独禁法等の法規制に関する調査研究を行った。各小委員会の具体的なテーマは下記の通りである。

第1小委員会

第1WG 営業秘密の管理体制・漏洩防止に関する調査・研究

第2WG データ利活用・保護法制に関する調査・研究

第3WG 営業秘密紛争解決における仲裁の活用に関する調査・研究

第2小委員会

知的資産(データ含む)の利活用への法規制(個人情報保護法・独禁法)に関する調査・研究

2. 委員会の運営

定例会議は毎月1回の計12回開催し、毎回の会議では前半は全体会議として、理事会報告及び各小委員会活動進捗報告を行い、後半は小委員会活動を行った。各小委員会においては研究テーマの進捗に応じて適宜臨時小委員会を開催した。

3. 活動概要

(1) 営業秘密に関する調査研究

①営業秘密の管理体制・漏洩防止に関する調

査・研究

営業秘密管理において「秘密管理性」を満たす事は最低限であるが、企業法務としては、そもそも漏洩しない様な平時の管理こそが肝要となる。このための方策としては経産省「秘密情報保護ハンドブック」等類書も多いが、実際にこれらを当てはめようと思うとなやましいポイントも多いと思われるので、その様な点を抽出・調査研究して企業実務に資すべく検討を行った。小委員会内での議論の他、外部専門家(Baker Mckenzie)との意見交換(7月)も行った。ポイントとしては、職務ノウハウの扱いやIT技術を用いた漏洩の予防、等を抽出特定し、実務上秘密漏洩予防に資する実践的な管理を引き続き検討し知財管理誌にて発表予定である。

②データ利活用・保護法制に関する調査・研究

前年度にデータ利活用の推進に資する法制度のあるべき姿を産業界の立場から検討し、不競法改正に対する提言や実務上の留意点等を纏めた論考を知財管理誌に投稿したが、本年度は不競法改正として成立した限定提供データに関する保護法制について、その内容を紹介するQ&Aを取りまとめるべく活動を行った。検討にあたっては、経産省の「限定提供データに関する指針」も検討した他、外部専門家(Baker Mckenzie)との意見交換(7月)や日弁連との意見交換(12月)にも参加した。これら結果をとりまとめたQ&A原稿は略完成し、知財管理誌にて発表予定である

③営業秘密紛争解決における仲裁の活用に関する調査・研究

営業秘密紛争解決といえば裁判や行政的解決が想起されるが、他方営業秘密関係の国際契約では仲裁を紛争解決として規定する事も多い。そこで仲裁の活用可能性について調査を行い、

企業実務に対する提言等をまとめることを目的として活動した。本年度は12月2日から6日の日程で、香港・シンガポールを訪問し現地調査を行った。具体的には、現地の仲裁・調整機関を訪問し、営業秘密含む知財紛争解決の実態と営業秘密紛争解決への活用可能性についてヒアリング及び文献調査を行った。調査結果を踏まえて、香港・シンガポールにおいても営業秘密紛争の仲裁での紛争解決事例は多くはないことが分かった一方、既存の契約関係にない様な当事者間での紛争でも調停によれば紛争解決の可能性があり得ることを認識した。調査内容は知財管理誌にて発表予定である。

(2) 知的資産の利活用とそれにかかる独禁法等の法規制に関する調査研究

この小委員会では、独禁法をテーマとして扱う事が過去多かったが、本年度はビックデータ等の知的資産の利活用への法規制として個人情報保護法(特に欧州のGDPR)に関する調査・研究を行った。検討にあたっては委員会内での議論の他、外部専門家(Bird&Bird, Ashurst, 等)との意見交換(2月)を行った。検討結果は、具体的なデータ利活用ケース(カメラ画像利活用)をベースに、特に個人情報保護法上の規制となりうる点を日欧で抽出説明した内容で論考にとりまとめており、知財管理誌にて発表の予定である。

(3) その他

JICA中国専利法研修講師派遣：中国全人代法制工作委員会訪日研修 2018年9月

諸外国の知財制度・運用に関する、METI/JPOとの意見交換参加 2018年9月

JIPA研修会講師派遣：Aコース(不正競争防止法・独禁法)及びC10コース